

第二回 参議院財政及び金融委員會會議錄第五十一号

(四五八)

昭和二十三年七月五日(月曜日)

○軍事公債の利子支拂の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

午前十一時三十四分開会

○増増金附貯蓄の取扱に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(黒田英雄君) これより委員会を開会いたします。本日は先ず増増金附貯蓄の取扱に関する法律案を議題といたします。本案については質疑終了の御決議になつておりますから、直ちに討論に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○物資の割当に関する手数料等の徴収に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(黒田英雄君) それでは只今より討論に入ります。御意見の御ありの方はお述べを願ひます。……別に御発言もないようでありますから、直ちに採決に入ります。増増金附貯蓄の取扱に関する法律案を議題といたします。本法案を可とせられる方の御挙手を願ひます。

○大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのため一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(黒田英雄君) それでは只今より討論に入ります。御意見の御ありの方はお述べを願ひます。……別に御発言もないようでありますから、直ちに採決に入ります。増増金附貯蓄の取扱に関する法律案を議題といたします。本法案を可とせられる方の御挙手を願ひます。

○簡易生命保険事業における戦争危険に因る死亡に基く保険金の支拂による損失の補てんに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(黒田英雄君) 多数と認めます。よつて本案は多数を以て可決されました。

○金融機関再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(黒田英雄君) 多数と認めます。よつて本案は多数を以て可決されました。

○所得税法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(黒田英雄君) 多数と認めます。よつて本案は多数を以て可決されました。

○取引高税法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(黒田英雄君) 多数と認めます。よつて本案は多数を以て可決されました。

○印紙をもつてする歳入金納付に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(黒田英雄君) 多数と認めます。よつて本案は多数を以て可決されました。

るわけがないと思ひます。國民全体が最低生活に喘いでおられるに、た易く何十億、何百億の浮動購買力があるとは思われぬのであります。……

○委員(黒田英雄君) 御異議ないものと認めます。尚報告書には賛成された方の御署名を要しますので、順次御署名願ひます。

○委員(黒田英雄君) ちよつと速記を止めて。

○委員(黒田英雄君) 速記を始めて。……

○委員(黒田英雄君) 速記を始めて。……

○委員(黒田英雄君) 速記を始めて。……

○委員(黒田英雄君) 速記を始めて。……

○委員(黒田英雄君) 速記を始めて。……

○委員(黒田英雄君) 速記を始めて。……

いせんか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないものと認めます。尚報告書には賛成された方の御署名を要しますので、順次御署名願ひます。

○委員(黒田英雄君) ちよつと速記を止めて。

○委員(黒田英雄君) 速記を始めて。……

○委員(黒田英雄君) 速記を始めて。……

○委員(黒田英雄君) 速記を始めて。……

○委員(黒田英雄君) 速記を始めて。……

○委員(黒田英雄君) 速記を始めて。……

○委員(黒田英雄君) 速記を始めて。……

当多額に殖えて来ておるのであります。……

○委員(黒田英雄君) 速記を始めて。……

○委員(黒田英雄君) 速記を始めて。……

○委員(黒田英雄君) 速記を始めて。……

○委員(黒田英雄君) 速記を始めて。……

○委員(黒田英雄君) 速記を始めて。……

○委員(黒田英雄君) 速記を始めて。……

○委員(黒田英雄君) 速記を始めて。……

○委員(黒田英雄君) 速記を始めて。……

ればいかんわけであります。この新しい郵便貯金が集まるかどうか、これが預金部の運命を決する重大な点になつてゐるというわけなのであります。郵便貯金の増強に対しては今後特別の努力をいたしまして、そうしてこの会計の收支を改善いたして行きたい、かように考えております。

○中西功君　そういたしますと、これで公債或いは有價証券以外に預金部が今貸附けてゐるのは大体何パーセント、そしてそれが大体どの方面に貸附けられてゐるかということ、二番目に新しい郵便貯金の殖える機勢は大体どういふふうに政府は考えておるか。その点を聞きたいと思ひます。

○政府委員(福田雄三君)　預金部の運用資産につきましては、別途貸借対照表を以ちまして御説明いたしたいと思ひますが、今後の問題といたしましては、預金部の資金は、大体地方團體にこれを貸附けるといふふうにいたしたいと思つております。本年度の資金計画におきましても、地方團體に全部融資をするといふふうにいたしたいという考えであります。地方團體に貸附ける場合におきましては、普通の一般の金利といふふうにも只今の状況では参りません。多少この地方團體に対する関係、又地方團體がその下部機構に貸附ける関係、これが相当公共的の要請に基くものでありますから、これを一般並みにするといふわけにも参りませんが、併しながら独立採算という見地も十分考慮しながらやつて行きたいといふふうに考えております。

○中西功君　先の質問はそういう公債所有以外に、現在の預金部の会計で他の方面に貸附けておるのはどれだけ

であるかということ、今のような経済状態の下で、即ち一般に非常に金利が高いのですが、そういう状態の下でこの郵便貯金が大体どの程度殖えて行く見通しがあるのか、こういう点なのであります。

○政府委員(福田雄三君)　郵便貯金が今後如何うな殖え方をするかという問題につきましては、後刻銀行局当局よりお答えをいたしたいと思ひます。

○委員(黒田英雄君)　それでは只今の法案はその程度にいたして置かしまして、次に外國貿易特別回資金特別会計法案を議題といたします。本案につきましては一應質疑を終了になつておりますが、尙御質疑があればこの場合お願ひします。

○中西功君　この点は私予算委員会、第一分科会で主計局長にいろいろお尋ねしたのですが、法案を見まして新しいことが出て來ましたので、その点をちよつとお聞きしたいと思ひます。それは第十一條の「この法律の施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。」というわけでありますが、一体必要事項といふものは大体どんなことであるか。更にその政令といふのは、これはボツダム政令なのか、それとも普通の政令なのか、その点はつきりして貰ひたい。これが第一点です。

○政府委員(村上一君)　お答え申し上げます。先ず第一の御質問でございますが、

が、第十一條に規定しております政令は、ボツダム政令ではございませんで、普通の政令を予定しております。その規定内容といたしましては、實質的なものは予定しておりません。で、この特別会計に、例えば六條、八條とそれから十條に貿易資金特別会計法の規定を引用しておりますが、例えば歳入歳出予算計算書を添附すること、或いは送附するといふようなことがあります。その様式でございますとか時期等につきましては、細かい細部の規定は、各特別会計につきましましてそれ／＼政令で規定しております。そういう事項をこの十一條に基きまして政令で規定するつもりであります。

○政府委員(村上一君)　お答え申し上げます。説明が或いは不十分であつたかと思ひますが、財産税で物納になりました土地の代金は、この外國貿易会計に入るわけではございません。外國貿易会計として買ひますものは、解散團體の所有の農地等でございます。それを自作農創設特別会計に移したものの代金だけが外國貿易会計に入つて來るわけでありまして。

○中西功君　それで現実には農地関係、そういう解散團體……農地関係でなくとも結構ですが、相当の土地がここで予定されておるのですけれども、土地を持つておるいわゆる團體といふのは、大体具体的に言へばどういふうな團體になるわけですか。

○政府委員(村上一君)　お答え申し上げます。土地を持つております團體といはしましては、農地といふうな恰好で非常に大きなものを持つておるものは殆んどございせん。今回予定しております解散團體の財産の総額が大体十億見当でございます。その中で今細目を取調中でございますが、大体分つておりますところは、農地としてこの自作農創設に行くようになるのは二、三十万程度と考えております。極く僅かのものであります。

○中西功君　実は閉会が迫りまして、

いために、この法案の附則を以ちましてこの趣旨を規定している次第であります。

○中西功君　そういたしますと、財産税によつて取立てられた物納の土地も実はこの特別回会計に入るといふようなことを聞いたのですが、それでいいのですか。

○政府委員(村上一君)　お答え申し上げます。説明が或いは不十分であつたかと思ひますが、財産税で物納になりました土地の代金は、この外國貿易会計に入るわけではございません。外國貿易会計として買ひますものは、解散團體の所有の農地等でございます。それを自作農創設特別会計に移したものの代金だけが外國貿易会計に入つて來るわけでありまして。

○中西功君　それで現実には農地関係、そういう解散團體……農地関係でなくとも結構ですが、相当の土地がここで予定されておるのですけれども、土地を持つておるいわゆる團體といふのは、大体具体的に言へばどういふうな團體になるわけですか。

○政府委員(村上一君)　お答え申し上げます。土地を持つております團體といはしましては、農地といふうな恰好で非常に大きなものを持つておるものは殆んどございせん。今回予定しております解散團體の財産の総額が大体十億見当でございます。その中で今細目を取調中でございますが、大体分つておりますところは、農地としてこの自作農創設に行くようになるのは二、三十万程度と考えております。極く僅かのものであります。

○中西功君　実は閉会が迫りまして、

特にこの問題は今度の興業三派の新しい修正予算案の中で、こういうものが突如設けられておつたわけでありまして。この点については私はガリョ・フアンドの回資金の問題に關して、今まで政府としてよく討論して來たわけなのであります。その回資金の問題が十分解決を見ていないとき、横合ひから突如こういうものが上程されることになつたのであります。本来ならばあつたといふうなガリョ・フアンドその他の回資金を、この特別会計で処理するのが美に當ることだと思ふのであります。ところが、そういうものはこれに入つていなくて、殆んど貿易には關係がない、物の面でも殆んど關係がないと思はれるようなものが、それを賣つた代金或いはその引換えによる代金といふうなものがこの会計に入つておるわけでありまして、この趣旨がどうも私には納得できないわけでありまして。日本政府として、こういううなものの、いわゆる國庫に屬したものの賣却代金或いはその見返り代金といふうなものを、外國貿易特別回資金といふうな会計で整理するといふことに對して、一体どんなお考えを持つておられるのか、全く私共は趣旨が分らないのですが、日本政府として何が故にこういうものはこの会計において処理しなければならぬのだという説明をはつきりお聞きして置きたいと思ひます。

○政府委員(福田雄三君)　只今の問題につきましては、これはいろいろ考えがあらうかと思つております。併しながらこの特別会計を作ること自体が、昨日も申し上げました通り、本年三月一日附の日本政府宛の連合軍最

終

○中西功君 私の聴いておるのは、一つの問題があつたのです。一つはことゝう会計の名前、外國貿易特別円資

明らかならしめる。それから同時に

政府側の答弁は、私の感じました範
では極めて曖昧であつたと思うので

で適當なものがここにどん／＼入れ
れて行く、そうして専ら貿易という

入ります。外國貿易特別円資金特別計法案を議題といたします。本法案

可とせられるお方の挙手を願います。

〔参事多数〕

○委員(黒田英雄君) 多数であります。よつて本法案は多数を以て可決せられました。

次に大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。先ず中野君の御質問に対する政府の答弁があるやうであります。

○政府委員(藤田好裕君) 先程今後の郵便貯金の見直しはどうかという御質問であつたのであります。この点についてお答え申し上げます。今後の見直しについて説明いたします前に昨年度の実績について御報告いたしたいと思ひます。昨年の四月、五月におきましては、まだいろいろな関係におきまして郵便貯金は増加を見ず、むしろ減退を辿りまして、二十億円の減少をいたしましたのでございます。ところが、漸次その後一般の預金に対する信用の増加、その他各般の情勢によりまして、郵便貯金の増加が好轉して参りまして、普通預金におきまして、昨年度の実績といたしましては合計三十一億九百万円の増加をいたしました。これに更に元加算子、それから振替貯金等の増加分を合計いたしますと、合せまして昨年度の郵便貯金の増加実績は四十六億五百万円と相成つておるのでございます。それから本年度におきます増加状況を振り返つて見ますに、四月におきましては、学年の新学期、それから農村の関係、その他の関係で極く少しの減少をいたしまして、普通預金におきまして九千七百万円の減少、それから振替貯金におきまして八千四百百万

円の減少をいたしまして、合せて一億八千百万円の減少をいたしたのでございまして、五月になりました非常に好轉いたしました。これは六・三制の郵便貯金につきまして特別の増加運動をいたしました等の影響もあるかと存するののでございまして、その結果といたしまして、五月におきましては、普通郵便貯金におきまして十三億五千万円の増加をいたしております。他方振替貯金におきまして五千五百万円の減少をいたしまして、十二億九千九百万円の純増をいたしております。それから先月の六月の二十九日現在におきましての状況におきましては、普通預金におきまして八億八千八百万円の増加をいたしまして、振替貯金で三千万円の減少をいたしまして、差し引八億五千八百万円の増加をいたしております。このうらふらに漸次郵便貯金は増加の一途を辿つておるのでございまして、これに對しまして私共の方といたしましては、本年度の郵便貯金といたしましては、でき得るならば月平均十五億くらい増加をいたしたい、さういふ考へております。尤も月平均十五億と申しますと、これは少し過大なやうなふうにも見えるのであります。御承知の通り本年度は六・三制の関係の地方債の分が非常に多いのでございまして、他面又自治体警察等の関係におきまして、地方公共団体の負担が相当あります。このうらふらな関係におきまして、本月初めから六・三制関係の特別の郵便貯金の増加運動、或いは自治体警察関係の郵便貯金の増加運動といふことをいたしまして、このうらふら特別に地方公共団体の負担となるべき部分におきまして地方債の資金は郵便貯金

によつて確保し、これを全額地方債に還元したいと、さういふ観点から特別の運動をいたしまして、このうらふら関係の特別の増加による分と合せまして、でき得るならば百八十億くらいの郵便貯金の増加をいたしたい、かように考へておる次第でございまして、それから尙先程の中西さんの御質問の中に、今後の昭和二十三年度における地方債に對して預金部資金をどういふうらふに割当てるかというお話でございまして、昭和二十三年年度の計画といたしましては、全体計画といたしましてはまだ決定いたしておりませんが、昨年度の実績についてこれを御報告いたします。と、昨年度の地方債の発行高は約百一億に相成つております。そのうち八十八億五千九百万円は預金部によつてこれを消化いたしてございまして、残りの二十三億四千万円はこれを大体地方銀行において消化いたしてございまして、このうらふらにいたしまして、昨年度におきまして地方債につきましては、預金と地方銀行等との協力によりまして完全消化をいたしておるわけでございますが、今後におきまして運用の方針といたしましては、御承知の通り、戦時中におきましては、預金部資金はこれを殆んど挙げて國債の消化という方向に付けていたのでございまして、最近の地方財政の逼迫状況等に鑑みまして、この運用方針を地方債消化という方面に重点を置きまして、その殆んど大部分を地方債の消化に充てたいと、さういふ思つておるわけでございます。而して本年度の第一・四半期及び第二・四半期の大体の推定によりまする預金部資金の増加を七十六億と見まして、その中の六十億というものを第二・四半期は地方債の方に向けた、その他の十六億というものが國債の消化、その他の止むを得ざる関係の資金に向けた、さういふ思つておるわけでございます。全体といたしましての昭和二十三年度におきまして地方債の発行高は二百億を遙かに上廻つた相当大きな金額になるかと存じますが、先程申し上げました郵便貯金の増加が月に仮に十五億というところに見ますならば、その関係で約百八十億、その他厚生年金、簡易保険その他関係の資金の増加によりまして、できるだけ預金部を中心にして地方債の消化につきまして迅速且つ円滑なる消化を図りたい、さういふ思つておる次第でございまして。

○中西功君 非常に詳細な説明を受けまして非常に明瞭になつたと思つておりますが、現在の預金部特別会計については私別に何もよく調査したわけでも何でもないのでありますが、殆んど知らないものであります。ただここでお説明を聞きましてちよつと不思議に感ずる点は、大体百八十億というものの今後の貯蓄を極力國と、このうらふらなわけでありまして、ところが、さういふうらふらな百八十億のために、実は一般会計から四十六億の繰入をしなければならぬ、このうらふらな計算になります。一体このうらふらな計算が果して突破し得るかといううらふらな大きな問題があるのじやないかと思つております。まあ國家的に見て、さういふうらふらなことがいわれると思つては、預金部の問題といたしましては、結局私達はこれを見ておきますと、政府の財政上の赤字或いは地方財政における赤字をいばこの預金部に轉嫁しておるんだと

いううらふらな氣がいたします。そしてこの百八十億の今後の貯蓄も、主として六・三制のあの特別の預金或いは地方自治体の預金といううらふらなものによつて、まあ主としてなされる見通しがあるといふことになりまして、この六・三制の貯金は実は強制貯金であります。これは殆んどPTAを通じて強制制的に來る寄付と同じであります。このうらふらな点を見まして、ここにも非常に矛盾があつて、要するにこのうらふらな形、いば地方財源の赤字を國民に轉嫁して、而もそれがスムーズに行くなればまだよいと思つては、その仕事のために國庫から四十六億からの資金を注ぎ込まなければならぬというものが、果してそのやう方が安当かどうか、この点には私は非常に矛盾があると思つて、もつと根本を突いて行けば、預金部が主として國債と或いは地方債だけを引受けて、而もそれが収入の面から安いわけであります。さうして又従つて預金の預入利率も安いわけであります。全体の均衡から見ればやはり國債が非常に横行しておる、このうらふらな状態と併行してこれをやつて行かれれば、結局は地方財政の赤字を六・三制云々やその他の形で、預金の形で、大衆に押付けて行くという作用しかないのじやないかと思つては、全体としてさういふ意味からいへば、全体として実に無意味なことをやつておるといふ氣がするのであります。さういふ点について政府の当局の意見を伺つて置きたいと思ひます。

○政府委員(藤田好裕君) お答えいたします。只今御指摘の通り、預金部に對する一般会計からの繰入金、これは

一種の價格差補給的な性質を持つておるわけでありまして。即ち一般會計にありまして價格補給金、又鉄道、通信兩特別會計に繰入れるところの繰入金、こういうようなものと似た性質を持つておると存するものであります。これを預金部においても独立採算制を一舉にやまして、そうして繰入を止めてしまふ、そうして各重要企業におきましても独立採算制を確立いたしまして、そうして繰入金をなくす、鉄道、通信會計も同様な措置によりまして繰入金を止めるということになりますれば、これは非常にしつくりいたしておるものであります。政府としては大原則としてしましてはそういう方針をとつております。併し今俄かにそれを実行するということになりますと、これは鉄道関係からいいますれば、價格面に非常な断層を生ずるというやうなことになる。補給金についても同じやうな結果になる。それから預金部の関係におきましても同様な結果を生じますので、これは独立採算制というものは近き將來における目標としておりますが、併しなから、本年度のところにおいてはまあ大體鐵道もあの貨率、通信も同様に、まあ價格補給金というものを制限はいたしますが、或る程度は実行しなければならん、その利子補給的な性質を持つておる預金部、これもやらなければならん。理想と現実との違ひがあるわけでありまして。理想においてはお説の通りであります。

○中西功 それでただ独立採算制の建前がいとも考へていせんし、又それをやれとも言つてやしない。決して問題は独立採算制云々の問題ではないと思ふのです。根本は開金部が横行しておるというやうなことで、或いはこの預金部において戦時中から非常に起きて来たところの國債或いはそうしたものでも徹底的に処理しないでは、全然建直しはできませんであらうというやうな点に根本問題があるであつて、單に獨立採算制云々じゃない。こういうやうな方法で行かれますと、結果としてはただ我々が無理に百八十億を納めなければならんという結果だけが出て来るのじやないかという点を、私は結論として言いたかつたのであります。ただそれは意見でありまして、それだけに止めて置きます。

○田口政五郎 先程の當局の説明で非常によく分りましたが、郵便貯蓄の目標を月額十五億、年額百八十億というやうにおつしやつたように思つたのであります。これをもう少し増額する御意見はありませんか。只今中西君のお話で、或いは半強制的なやうな手段を講じておられるというやうなことも私聞いておりますが、或る程度貯蓄は強制、という語弊があります。獎勵するものが多少強制的になつてもいいくらい程度でよろしい。獎勵としては私は差支ないと思ひます。獎勵して頂いて、その代りその集めた郵便貯蓄を、今のお話ではパーセンテージが非常に多く地方の方に還元するやうにおつしやいまして、もう少し殆んど全部を六、三割或いは地方警察などの費用に、郵便貯金の全部を地方に還元するということをして頂いて、私地方の郵便貯金というものは年額百八十億でなしに、もつとた易く増額し得るじやないかと思ひます。いつ切られるか分らないやうな公債を持つたり、他に廻されず、全部地方にこれを還元

するということに方針を決めて頂きたいと思ひます。それに対する御意見を伺ひたい。

○政府委員(三井武夫) 只今郵便貯金の目標月額十五億というものが少額に過ぎるのも一つ、これを引上げる余地はないかという御意見があつたわけでございます。この点につきましては誠に御意見の通りであります。私共當局としては十分であるというやうな目標で決して十分であるというやうなことを考へておらないのであります。何とかいたしまして、この実績をもつとつと上げまして、多額の資金を得るやうなふうに努力いたさなければならぬ。先程も説明いたしましたが、最近の実情等に鑑みまして、なかなかいろいろの問題があるわけでありまして、少くとも月額十五億程度の最低を確保しなければならぬといつたやうな趣旨を以ちまして、一應月額十五億というものを立てておる次第であります。目標は目標でありますけれども、できるだけこの目標を実績において殖やして行くやうにしたい。この点は精々努力いたしたいと考えております。

それから集まりました資金がどういふ方面に廻りますかという点につきましては、お話になりましたやうに、地方債を第一にするということにつきましては全く同意であります。最近の方針も正にそのやうに運用いたしておる次第であります。大部分の資金を地方債に、できるだけ多くの資金を地方に預金部資金という形で還元するといふやうに努力いたしております。最近の実績等もその通りになっております。

それから、お尋ねのやうな実績によつて第一線に働く者が元氣を失ふといつたやうな点は、最近の実績が段々と分つて参りますれば、十分誤解を一掃でき、そこから金を集めれば、地方にどんどん還元されて貰ふという点において元氣が出て来るというやうになるかと考へておる次第であります。

○委員(黒田英雄) それではこれにて休憩いたします。

午後零時五十一分休憩

午後二時五十一分開会

○委員(黒田英雄) これより休憩前に引續きまして會議を開きます。大藏省預金部特別會計の昭和二十三年度における繰入金不足補てんのための一般會計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、これについて御質疑の続行をお願いいたします。

○西川基五郎 午前中の中西委員の質疑の中で、貯蓄の本年度の目標は月十五億というやうなお話でありました。昨日銀行局長からお伺ひいたしました、貯蓄の目標は三千億、この目標を定められたのは大藏省ではないのであります。ちよつとお伺ひします。

○政府委員(愛知揆一) 三千億の目標は大藏省で推計をいたしまして、閣議の決定を経たものでございます。それからその中の一環として郵便貯金の増加、それから各金融機關その他の金融機關全部、その内訳もございまして、総計が三千億ということで閣議決定を経たのでございます。

○西川基五郎 そうですね、午前中にお話のありました郵便貯金の総額は月十五億といたしますと、一年

に百八十億、そんなものであります。えらい率が少いと思ひますが……

○政府委員(愛知揆一) 三千億の内訳を申し上げますと、郵便局の目標額としては年間二百四十億となつております。これは午前中に月十五億と申しましたのは、主として預金部の運用計画の方で見ます基礎の推計を手堅く見ましたために、目標と運用計画の基礎といたしまして、貯蓄の目標三千億の内訳は二百四十億となつております。尚参考までに申し上げますが、銀行預金は二百七十七億、農業系統で三百七十二億、無盡會社で八十五億、市街地信用組合四十六億、信託七億、生命保險會社で六十一億、漁業會七億、商工中金二億、この合計が三千億というやうになつておるのです。

○山田佐一 今の年間総額として二百四十億であります。やはり郵便局の第二封鎖は全部打ちまして、現在第一封鎖の残額は幾らでありますか。第一封鎖でも何でも、預金の総額でよろしいです。

○政府委員(愛知揆一) 郵便貯金の本年五月末現在で合計五百二十六億一千九百五十万円であります。

○山田佐一 そうですね、五百二十六億が本年の年末に行つて約七百億になる、こういう計算になりますか。

○政府委員(愛知揆一) さうでございます。

○山田佐一 七百億の預金をするのに、一年に四百五十億ずつ補給をして行かなければいけないという計算になるのですか。

○政府委員(愛知揆一) そういふことにはなるわけでございます。それから

先程お尋ねの郵便貯金の第一封鎖、これは三月末現在でございまして、先程申し上げましたものの内訳とちよつと食違ひがございまして、三月末現在で二百八十二億九千七百四十四円、これが第一封鎖、その次に只今お尋ねでございまして、預金部の一般会計からの繰入れの問題に關しましては、他の特別会計と同様にいわゆる独立採算制がとれるかどうかということにつきましては、実は非常な大問題でございまして、只今御指摘の通り、昨年度から非常に多額の繰入れを止むなくてはならない現状でございまして、なぜかというふうになつておるか、又その経過等につきまして極く簡単に御説明いたしたいと存じます。

先ず例えて申し上げますならば、昭和二十年度におきまして預金部の収支の状況といたしましては、剰余金が三億九千二百四十四円出たわけでございまして、それから二十一年度におきましては二億一千六百四十四円の剰余金が出ております。然るところ二十二年度になりました、決算で申しますと二十三億二千四百四十四円の赤字になつておるわけでございまして、それから二十三年度の見込は先程御指摘の通り四十五億七千九百四十四円の赤字になる、こういう状況になつておるわけでございまして。この昭和二十二年及び二十三年度におきましては、原因につきましては、いろいろの原因も挙げられると思つております。が、他面におきまして通信事業特別会計に對しまする預金部特別会計からの繰入金を見ますと、昭和二十二年におきましては決算額で二十四億三千四百四十四円の繰入れをやつております。

それから二十三年度におきましては四十二億二千八百四十四円の通信事業特別会計に對する繰入金をしておるのであります。要するに通信事業特別会計の経費で、貯金その他預金部に入りました金を入れますための費用と一應形式的に思われまゝものは、通信事業特別会計に對する繰入金になるわけでありまして、それが非常に増高しておる、丁度その額と預金部の赤字とが大体似たところになつておるといふような状況で、結局通信事業特別会計において人件費の増高その他経費の増加ということがこういう結果を招来しておることになるわけでございまして、この点につきましては、実は只今丁度御指摘のような問題は、私共としましては非常に重要視しておる問題でございまして、まだ關係各省の御同意は十分得ておりません。御相談も十分できておりませんが、大蔵省といたしましてはこの問題を根本的に取上げて、果してこの郵便貯金制度或いは簡易保険制度というやうなもの、それから入りまゝする預金部の金というものの運用方法等につきましては、この際徹底的に再検討いたしまして、いろいろと將來の対策を考えなければならぬ。このままに放置いたしますと由々しい問題になるのではなからうかということをお考へておるわけでございまして。

○山田佐一君 承りました、第一封鎖の二百八十二億というものは、最近の時期において解除になる、或いは年々殖えるでなくして、この二百八十二億の中から減るものがあるのじやないか、待つておつた封鎖預金が解除になつたら自由預金が減るということも見て行かなければならぬと思つております。

ます。而して現在の四十何億の欠損は預金部の損でなしに、通信事業の欠損をこの預金部から補填してゐるというように承れるのですが、そういう計算になるのであります。か、お伺ひいたします。通信事業の補填というものは一般会計からは出ておりませんか。ただこれだけでありますか。

○政府委員(村上一君) お答え申し上げます。一般会計と通信特別会計の關係につきましては、多少複雑でございまして、御指摘のように一般会計から繰入れますが、御指摘の通り赤字繰入れといたしましては御承知の通り赤字繰入れしております。それから先般御審議を頂きました、何と申しますか、通信企業としては必ずしも本来その会計に属すべきでないという電波管理の行政費が現在通信会計の経費になつておる、その分を一般会計から繰入れることとしております。預金部の方から繰入れしておりますのは、何と申しますか、そういう赤字の繰入れという觀念ではございせんので、通信会計がそれだけ將來人件費を支出いたしました、又物件費を支出いたしました、結局郵便局という窓口を、何と申しますか、経営してゐるわけであります。そこから入つて参ります郵便貯金というものは、預金部に入れているという事になりますので、その郵便局の實際の事務のために要する経費を預金部から拂つておるという關係になるのでございまして。實際掛かつた経費を拂うというやうな金でございまして。赤字繰入れは別の方で考へております。従ひましてこういうものをに入れても尚且つ赤字になるというものが別の赤字の繰

入れに出て来るわけであります。○山田佐一君、そういたしますと、四十何億というものは預金総額の約七分程で、今日随分高率な利率を支拂つて行くわけだと思つております。而してこの四十五億をば通信事業の方へ廻して、尚且つ通信特別会計へ五十億ぐらい出ておるものであります。そういたしますと、預金部の方と通信事業と二つ合すると約百億程の赤字になるわけでありまして、

○政府委員(愛知揆一君) 百億にはならぬと思つておりますが……○山田佐一君 九十何億になりますね、九十五億七千幾ら、二つ合せるわけでしょう。○政府委員(愛知揆一君) 併し、何といひますか、これは單純に両方合せてものが全部経費というふうにはならぬと思つております。

○山田佐一君 幾らか電波管理とか何とかいふものがあるように承つたのですけれども、大体はそれだけで……○政府委員(愛知揆一君) 併しともかく非常に経費が掛かるということだけは嚴然たる事實でございまして。これを一應現状を基礎としていろいろ研究する方法があると思つておりますけれども、一應現状を基礎にして、そうして十ヶ年間ぐらゐに、相当郵便貯金の將來の増加ということも考へ合せまして、何とか赤字を消そうという方法は、一應はできるわけでありまして、けれども、ともかくもそれは十年ぐらゐの非常に長い期間を掛けて、而も予想し得る、予想し得ない、いろいろ十年間には変化もあると思つておりますが、そういうことを一應考慮の外に置きまして、非常な努力をいたしませんと

この收支の改善はできないわけでありまして。又一面におきましては、それをやります場合は、預金部の運用をいたします資金は相当高利に廻さなければならぬ。ところが、これは御承知の通り、現在では預金部資金というのは殆んど大半は地方債の引受けということに限定されております。そうして地方財政の現況は御承知の通り、状況でありますので、そこにも非常な難点を感じておるやうなわけであります。只今のところ率直に申しまして、この改善対策については、具体的にこれで行けるという確たる見通しはついておりませんのであります。先程申しましたやうに、何とかして良き具體的な方法を見出したと思つてゐるわけでありまして。

○山田佐一君、そういたしますと、この通信事業の特別会計の五十億を補給いたしまして、而して片一方の預金部の方からも行くのだが、これをなくする方法はまだ見当たらない、而して通信事業ですら、この基礎は今度の料金改訂を基礎として見ると思つておりますが、それだけ料金を上げてても尚且つ赤字だけ、而も預金を取扱つて七分の総預金に對する七分ずつの欠損をする、通信事業はそう簡単にやかんではしやうが、預金を集めることは一般銀行からでもやれるのですから、いつそのことお止めになつたらどうでしょう。五十億が浮いて来ると思つておりますが、その辺の御感想はどうでしょう。

○政府委員(愛知揆一君) この点は輕に結論を出し得ないと思つております。と申しますのは、いささか他と比較いたしますことはどうかと思ひま

この收支の改善はできないわけでありまして。又一面におきましては、それをやります場合は、預金部の運用をいたします資金は相当高利に廻さなければならぬ。ところが、これは御承知の通り、現在では預金部資金というのは殆んど大半は地方債の引受けということに限定されております。そうして地方財政の現況は御承知の通り、状況でありますので、そこにも非常な難点を感じておるやうなわけであります。只今のところ率直に申しまして、この改善対策については、具体的にこれで行けるという確たる見通しはついておりませんのであります。先程申しましたやうに、何とかして良き具體的な方法を見出したと思つてゐるわけでありまして。

○山田佐一君、そういたしますと、この通信事業の特別会計の五十億を補給いたしまして、而して片一方の預金部の方からも行くのだが、これをなくする方法はまだ見当たらない、而して通信事業ですら、この基礎は今度の料金改訂を基礎として見ると思つておりますが、それだけ料金を上げてても尚且つ赤字だけ、而も預金を取扱つて七分の総預金に對する七分ずつの欠損をする、通信事業はそう簡単にやかんではしやうが、預金を集めることは一般銀行からでもやれるのですから、いつそのことお止めになつたらどうでしょう。五十億が浮いて来ると思つておりますが、その辺の御感想はどうでしょう。

○政府委員(愛知揆一君) この点は輕に結論を出し得ないと思つております。と申しますのは、いささか他と比較いたしますことはどうかと思ひま

この收支の改善はできないわけでありまして。又一面におきましては、それをやります場合は、預金部の運用をいたします資金は相当高利に廻さなければならぬ。ところが、これは御承知の通り、現在では預金部資金というのは殆んど大半は地方債の引受けということに限定されております。そうして地方財政の現況は御承知の通り、状況でありますので、そこにも非常な難点を感じておるやうなわけであります。只今のところ率直に申しまして、この改善対策については、具体的にこれで行けるという確たる見通しはついておりませんのであります。先程申しましたやうに、何とかして良き具體的な方法を見出したと思つてゐるわけでありまして。

するが、現在実には貯蓄銀行等におきましても非常に困難を感じておるような状況でございます。今後郵便料金、通信料金の値上げというふうなことは、それから給料の引上げというふうなことは、ますますそういう困難を大きくするのではなからうかと思つております。一面におきまして、貯蓄銀行等についても再建整備の關係で普通銀行業務をやつて貰ふというふうなことで、貯蓄銀行自体の收支改善策を考えておるわけでございます。でありますから、國家の事業であつてかくのごとく大きな赤字が出ておるといふようなことは、正しくその通りであります。が、そうだからといって、これを止めてしまつて、例えば民間にこれをやらせるというふうなことを考えますにつきましては、余程これは慎重に考えませんことには、非常に経費の掛かる事業でありますために、そう輕々に結論を出していくのじやないかと思つております。

○山田佐一君 輕々にやつて貰おうとも思いませんが、如何にも我々考へてみまして、總預金額の七分というものをば、國家から補助をして貰わなければ經營が成立しないというふうな事業に対しては、大いに考慮すべき問題じやないかと思ひます。それに対して大蔵大臣が幸いに民間の金融業にも御關係して御経験があると思ひますから、大蔵大臣に御感想をお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(北村徳太郎君) 只今の御質問は非常に重大な意義を持つと思ひますが、これは日本の金融政策全般にも係ることだと思ふのであります。ただ郵便貯金は随分多年に亘りまして

全國に非常に細かい窓口を持つて大衆の預金を吸収して参りましたので、今後日本のインフレーション克服というふうな面から申しまして、或るべく早く一應流れ出した金が吸収せられるということが必要でございますので、さうな國家の観点から申しますと、細かく全國に預金網を持つておる郵便局の活動を通して、資金が成るだけ早く循環する、吸収せられるというところは非常に重大な問題であります。従つてさういふ面から考えます場合に、郵便貯金等の持つ重要さというものは非常に重いと申すのであります。ところが一方、その收支の計算になりますと、独立採算というふうなことを言つておられますけれども、只今御指摘の通りであります。それ程赤字を出すなら止めてしまつたらどうかという議論が一應出たのであります。これは國家として又金融政策全般として考えなければならぬ点がございまして、それからこれを改善するにどうしたらいいか、これはひとりで郵便貯金の問題だけでなく、共通の問題として最近漸次こういふ金融事業の合併の割合というものが段々上昇して参りました。これは時代の一つの止むを得ない結果であると思ふのであります。相當に人件費の占める割合が多くなつて来た、従つてひとりで郵便局だけでなく、従来の貯蓄銀行のごときは經營がなかつておるわけだといふふうなことになるわけだと思ひます。それと又もう一つは、一般の銀行と申しまして、恒久性の預金と長期性の預金とが非常に少い、これはやはりインフレから来るわけでありまして、従つて投資の方面において、やや長期性のものは投資し

にくいという観点から制約を受ける、況んや一般金融は國家の一つの資金の配分計画或いは財源の流れ方等について規制をいたしておりますから、その方向に持つて行かなければならぬというふうな点から非常に困つておる点がある。郵便局におきましては、これは先程銀行局長より申しました通り、大體地方債の消化に努めておる。さうすると地方債の利率と現在のコストとがどうも逆になつて来るというふうな現状なのであります。これはもう少し一部分のものを有利に運用することができるといたしますればカバーすることができるとありますけれども、これも先程銀行局長が申しましたように、地方財政の現状というものは多く郵便貯金の繰に依存しなければならぬ現状である。これは漸次改善されると思ひますけれども、今のところ止むを得ないのではないかと。止むを得ないからこのままではいかというところになります。と、さうも行きませんので、いろいろ検討いたしておるわけでございます。これは先にも申しましたように、日本の金融政策全体としての観点と、郵便貯金については独立採算制の立場から考えなければならぬと思ひます。考へるといふと、あると思ふのであります。ただこの際少くともこの生産増強のための資金を通信料金だけに掛けては不当だと思はれる。行政監督費は一般会計で負担するといふことにいたしました。多少身輕にして、さうして独立採算制に一步を進める。さういふことに相成つておるのであります。で、只今の確に今後の方針はこうと申上げる段階に入つておりませんけれども、これは十分研究しなければならぬ

いことがいろいろありまして、大きな國の問題でありますから、大いに検討しなければならぬと思つて、今検討中でございます。

○中西功君 それでこれはまあ非常に大きな欠陥が現にここには現れておるわけだと思ふのであります。大蔵大臣に少しお聞きしたいのは、結局この赤字がいろいろ問題になつて来るといふのは、郵便貯金が昔みたように廣汎に集まらないといふところにあると思ひますが、さういふ点と、それから財政的の負担が非常に重い。特に最近において地方財政の負担が非常に重い。さういふ二点から来る結果、今のさうな現状が出て来ると思ひますが、結局はさうしたことも、要は金融の面で見れば、今現に發展しておりますところの國金融、これは又單に國金融だけであるとして、インフレの金融局面における現われであります。さういふものに対して何らか徹底的な処置をとらないでは、幾ら考へてもこれは考へがつかないと思ふので。國金融についてはいろいろのことが言われておりますが、政府としてはこれをどういふふうにして大體なくするお考えなのか。実はなくするといふことはよく聞きますが、ますます甚だしくなつておるといふのが現状ではないかと思ひます。大蔵大臣の大体のお考えをお聞きして置きたいと思ひます。

○國務大臣(北村徳太郎君) これは國をどうしてなくするかの問題と同じ問題であつて、これはなくさなければならぬのであります。然らばどうするかといふことになる。具體的にはなから困難の問題である。それから關物資の取締とか、正常なルート

外れる物を抑えるというふうなことは、割合にそれでもやいゝと思ひますが、それに比べると、若し關という言葉を使いますならば、關金融の場合には捕捉するに困難である。それから現に金融には統制がないわけでありまして、これを例へば私の金融においてどういふ金融が行われても、これでは關金融が行われておるといふことはできないといふところに難点があると思ひます。實質的にどうするかといふことは、それ／＼に應じてやらなければならぬと思ふのであります。インフレの状態が今のさうな段階にありま

すのと、いつでも共通のことではありますけれども、これは非常に金詰りの傾向を持つておる。さういふ段階を経なければならぬと思ひますが、従つて金詰りの状態が非常に濃厚になると、正常な金融機關以外の活動というものが一面において現れることは止むを得ないと思ひます。これはどうしてさういふ圖を取締るかといふことは、金融の供給力がもう少し潤沢になるといふことにならなければならぬ。従つて、さういふ面において我々は一層各般のことをして努力をして行かなければならぬ。ただ郵便貯金の伸力が非常に弱いか、及びいろいろの点において現在吸収が甚だ十分とはいへない。併しながら昨年度におきましても、全體から見まして、貯蓄目標は三百億を突破するといふような結果になつておる。本年は今までのところでは四月

理由がありまして、これは悪かつたは順調に行つておると思ひますが、さういふ方向へうまく持つて行けば、そ

ういう正常のルートから資金力が必要な方面に流れるというところを通して、それよりも遙かにコストの高い金融などは、段々駆逐されて行くのではなからうか、要は正常な金融が力を増して、力が強くなるという以外にはちよつと参りかねる、かように考えておるわけでありませう。

○中西功君 それで今の閣について、政府は資金においても非常に閣の取締の強化をしておられるというようにことになっておるわけだ。物の閣も金融の閣も同じ原因から出ていると思ひます。ところが、物についてだけは非常に積極性がある。殊に小さなものについては非常に積極性がある。大きな閣についてはまあ別問題として、小さな閣については取締は政府は非常に積極性があるものと見える。併し實際問題として、これはインフレそのもので、閣の横の根元を割かないから閣の根元はなくなる。ただ併し、ここで問題なのは、物だけにそういう統制がなされて、金融面に対する統制がなされない。それならば物を幾らやつたつて意味をなさないといわれざるだろうと思ひますが、そうなれば物を幾らやつたつて、今までの閣はどうかにもならない。これも結局止めた方がいいというところになると思ひます。

なぜ金融だけが物と違つたようなことをなされておるか。それについて明確なお答えを願ひたいと思ひます。

○國務大臣(北村徳太郎君) 金融的な取締方法がございせんが、従つてこれを取締るといふも、今の正常なルート以外には出ず、この金融を取締ることは味意が違ひますから、非常に困難である。従つてどうしてこ

れを根本的になくするかということ、は、正常な金融機関の資金力が豊富になつて来て、供給が増大するというところにならなければならぬ。併し今の段階におきましては、購買力が一般に低下してあるというように、それか物か、今までは相当のストックもあつたであらうと思ひますが、これが可なり減少してあること、等々から考えまして、一体閣金融というものはいろいろ取沙汰されておりますが、言われる程それ程多いものであるかどうか。これが対象になる商品の総量というものは大体私共が想像がつきます。従つて閣金融々々と言われておりますけれども、その量は果して何程か、捕捉することは困難であるが、一部に言われておること大きなものではなからうと思ひます。先程申しましたごとく、個人間で貸借の行われることは、これは取締の途はないと思ひます。従つてどうして取締るかと言われまして、そういうことは政府としては望ましいことではないけれども、これは止むを得ない。強いて言ひますれば、先程申しましたように、金融機関の資金が豊富になつたときに、必要の量が正しく流れるというふうな状態になることが一番いい方法ではないかと、こう考へる。

○中西功君 個人間の貸借は現に取締る方法がないのです。現に法律がない。問題はやろうと思へば法律を作ればいい。これは我々が今日個人的な米の買ひでも、若し法律がなければこれは取締る方法はない。けれども、政府は取締つてゐる。金融の個人的な貸借においても取締らうとすればやれる。問題はやる意思があるかないかという

ことに盡きると思ふのです。ただ閣金融の量はそれ程多くない、こういうふうには言われませんが、一体政府として、それならば大体どの程度に推定されておる言つておられるのか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(北村徳太郎君) 閣金融がどれだけの量かということ、これは捕捉することができません。私の感想を申上げたのは、世間で傳へられる際、非常に大なることを言ふ人があるものでありすが、そんなに多くあり得ない、こゝういふことを申上げたので、世間で一部で噂されてゐるような程のものではない、こゝういふふうには私の感想を述べたのでありまして、これは無論的確な数字を以て申上げることはできません。

○中西功君 實際普通正常の貸借だと言われているように、而もそのように帳面に載つてゐる。それが今日の世の中では実際に二回三回に亘つて閉鎖に動いてゐるというところは、これはもう私は何も経済界のエキスパートでも何でもないので、よくそう経験を以て申上げるわけはありますが、我々が聞く範囲においてはそういうことを聞くのであります。一應正常の取引のように見せて、その裏で非常な取引のよう問題がある、閣的に動いてゐるというふうなことがあるので、私はこれをもちつと政府として眞實に考えなければいけないと思ふのです。その数量は大したことではないと思ふというふうなことでやられておつたのでは、決して私はいわゆるインフレ対策といふものが軌道に乗らない、何ら行われ得ないといふことになると思ふのです。若しこゝういふ点に政府が今大したことないと思

うといふふうな意味で手を清けないといふお考えならば、それはむしろもう本當の意味でインフレを克服しようとする意思がないといふことの表明のやうに聞えるわけでありませう。最後にこの点を申上げて置きたいと思ひます。

○國務大臣(北村徳太郎君) 只今の中西君の御質問は、先の御質問と多少違ふ意味に解していいのじやないかと思ひます。それは閣金融とは正常な金融機関以外の金融というふうには私は理解しておつたのですけれども、今の御質問のごとく仮装して閣が行われてゐるじやないかと、こゝういふ御質問であつたと思ひます。従つてさうな御質問であるといひますれば、問題は閣のずから異つて来るわけでありまして、それでこれは今はいへば、融資標準等がありまして、金融機関の貸出については相当重点的な規制を行なつてゐるというところは、中西君の御承知の通りであります。それがその通り行つてゐるかどうかということについては、これは嚴重にいろ／＼な監督もやつております。私はこゝういふ正常な金融機関を通じて閣金融が行われてゐることはない、こゝういふに確信してゐるのであります。ただ最近、例へば特に重要産業等で、これは設備資金であるか運轉資金であるかといふやうな点において、設備資金であるといつて出たものの中で、嚴密な検査をしたものの中に、若干それが外れて運轉資金的に使われたといふやうな例があつたのです。最近それも無いではなかつた。それらに対しては嚴重に戒告をいたしまして、その取扱ひ方の改善を嚴重に注意をいたしております。そ

ういふ点は検査の結果あつた例もありませう。けれども、これは極めて稀な例であつて、大体金融機関を通じての金融に定められたやうな方向にやられてゐるというふうな考えますので、正常機関を通じての閣金融があるかといふ御質問に対しては、大体さういふものはないと考へておられます。

○中西功君 結局これは見解の相違でどうにもならぬ。

○委員(黒田英雄君) 他に御質問はございせんか。御質問がなければ、大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案につきまして討論に入りたいと思ひますが、御異議ございせんか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それでは只今より討論に移ります。御意見のおありの方はお述べを願ひたいと思ひます。

○中西功君 これはいろ／＼理由もあるでしようけれども、理由は省略いたしまして私は反対いたします。

○委員(黒田英雄君) 他に御発言もないやうでありますから直ちに採決に入ります。大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。本案を可とせられる方の御挙手を願ひます。

(挙手者多数)

○委員(黒田英雄君) 多数と認めます。よつて本案は多数を以て可決せられました。

○中野功君 それから私達に渡された説明書の中で「第六は」というのがありまして「政府又は都道府県自身が發賣者となるため歳入及び歳出の処理に必要な規定を設けると共に、發賣等の委託を受けた銀行の経理については、これを通常の業務と明確に区分せしめ、これを通常の業務に流用すること、これを禁止する規定を設けることとし、尚必要な罰則を規定したものであります」というふうになっておりますが、この從來大體受託銀行は勸業銀行であつたわけですが、今度はこの趣旨を讀みますと、もつと廣汎に希望する銀行に受託せよということになりまして、まあ相當の引受銀行が出来ることと思つておるのかといふこと、もう一つは、從來第六の規定ができましたというふうなことを考えますと、多少他の業務に流用したような例もあつたかと思つておるのかもしれませんが、そういう例が事実上あつたかどうかといふこと、それからこういう規定を設けて、果して受託銀行がそういう流用をするということを阻止し得るかどうか、この三点を質問したいと思います。

○政府委員(三井武夫君) 第一点でございますが、從來は御承知のように、實際上は日本勸業銀行が独占してその發行事務をやつておつたのであります。今後は規定に基きましては、日本銀行以外の銀行でありますれば如何なる銀行でもこの事務を受託できることになつたのであります。實際問題といひましたも、從來でも例えば地方くじなどの場合によくその話があつたのでありますけれども、地元の銀行がその仕事をやりたいといつておるといふような話があつたのであります。今後におきましては、勸業銀行に限らず、地元銀行等におきまして、適當である、又経費も安くやれるといふような場合でありますれば、その受託を認めて行く考へでおるわけでありまして、それから第二のお尋ねでございますが、全國の窓口でこの宝くじを賣つておりました、その代金を收入いたしました、それを總めまして國庫に納入するまでには實際に多少の目数があるわけでございます。それを極く短い間銀行の本來の仕事に流用できるということとは考えられるわけでありまして、又銀行といひましたも、多少その間に資金を本來の業務の方に活用しておつたといふような事實は認められておるわけでありまして、この点につきましては過日もいろいろと御質問もあつたわけでございますが、そうしたことにつきましては、何と申しましたも本來の銀行業務の經營を堅実化するといふ趣旨から申しますれば、やはりそういうことは認めざるべきでない、はつきりとした間の計算を区分すべきであるといふ趣旨を以てしまして、今回の法律案におきましては、宝くじ關係の経理は本來の銀行勘定とは明確に区分して経理するといふことになつたわけでございます。今後におきましては、只今申しますように勘定を明確に区分されることになつた。たとえ收入金でありまして、その收入金は如何なる形で以て管理されておつたか、極く短かい時間でありまして、如何なる形で以て管理されておつたか、これを明確に経理しなければならぬことになつ

たわけでございます。今後におきましては、その資金を實際にも他に流用するといふようなことは許されぬことになつたのであります。又経理の上からもこれが不可能になつたといふことに相成ると考へるのであります。

○中野功君 それではこの規定を設けられておるのですが、十五日以内にこれをたしか報告するといふふうになつております。これだけで、例えばその外に言へば賣上げたならば直ちに政府の所定の銀行に入れるとか何とかいうふうなことをやらなくて、ただ報告書を出すといふことで、これでそういう流用を防げるかどうかという問題でありまして、賣上高は直ちにそれを短かい期間に他の政府の所定の銀行に納めさせるといふふうなことがあつた方がいふやうな氣がするのですが、そういうことはどうなんですか。

○政府委員(三井武夫君) 只今お尋ねの点でございますが、大體今後の扱いに於いては、法律の上においてもこの宝くじ關係の経理を他の銀行業務と区分いたしまして、明確に経理しなければならぬことになつておるわけでございますが、その上に更に法律の上におきましては、十六條であります。發賣期間の満了した後一月以内にその賣得金を政府なり或いはその發賣いたしました都道府県なりに納入しなければならぬといふことになつておりますので、この期間内には必ず銀行は賣得金を納入しなければならぬ、一月と申しますと如何にも非常な長い期間のうちに或いはお考へになるかと思つておりますけれども、實際におきまして宝くじを發賣いたしますには、全國のあらゆる發賣機關、いろいろの發賣機

関を使つておるわけでありまして、その上非常に派山の發賣者から順々に金を上の方へ順繰りに送つて参ります。最後に勸業銀行の場合で申せば、勸業銀行の地方の支店に入りまして、それが東京に集まりまして國庫に納入される、或いは府縣に納入されるということになるわけでありまして、この一月と申しますのも、實は余程嚴重に考へての期限であつたのであります。尙一月以内の間でありますも、實際は大蔵大臣或いは當該府縣におきましては實地検査をすることができることになつておりました。十七條にその規定が設けられております。この検査によつてすでに相當の金が勸業銀行に集まつておる、或いはその他の受託銀行に集まつておるということでありまして、直ちにその分については先に國庫なり都道府県なりに納入を命ずるといふやうな扱ひもできるわけでございます。御説を待つまでもなく、そういう点につきましては、今後余程嚴重にやつて参りたい。殊にこの規定におきましては非常に重い罰則の規定もあるわけでございます。銀行としても十分その点については厳正に経理をいたして行くことになつた。當局といたしまして参りたいといふふうになつておる次第であります。

○尾形大郎兵衛君 ちよつと大蔵大臣に私お伺ひしたいのですが、この法案の理由書では「浮動購買力の吸収を図る」と云々とありますが、この言葉が最初出ましたのは、政府が煙草を上げる、汽車賃を上げるときなどに最初使つたと思つたが、現段階になりましては、煙草から一千万円もの收入を

図る、それから汽車賃も二倍半に上げる、こゝなりまして、さすがにその方面には浮動購買力の吸収といふ言葉は使わなくなつたと思つた。今この當くじの發行につきましては未だにこゝういふ言葉を使つておるのだが、事實において私共自分達の生活を見ますと、もうすでに浮動購買力といふものは全然あるどころじやない、逆になつておるのであります。未だに浮動購買力といふものが日本の經濟界においては如何なるか。或いは當局に見込みであるかどうか。或いは當局としてはこゝういふ言葉は今までの情性として使つておるのじやないか、私はどうも浮動購買力がさうありやうに思えないのであります。このことにつきましては大臣の御所見を伺ひたいと思つた。

○國務大臣(北村徳太郎君) お答え申し上げます。私は現在通貨の分布状態から考へまして、やはりこの貨幣預金と稱せられるものが尙相當にある。今こゝで的確な数字を持合せませんから申上げることは困難でありますけれども、尙金融機關を通して吸収せられるか、或いは政府の手に財政資金の吸収せられるべき等のもので待機状態になつておるものと申します。或いは貨幣預金にさしてはいるものが通貨の分布から見まして相當ある。従つてこれは勿論或る時代の非常に浮動購買力といふものがいろいろと働いたときに比べますと、こゝまで物價が上つて参りましたのでありますから、その浮動購買力の實質的な量は減つておりますけれども、尙やはり吸収すべきものがある、こゝういふ観点に立つております。これは通貨の分布の状態等から見ましてか

ような判断がつく、私共必ずしも情性で使つておるものではございません。
○西川五郎君 私はこの富くじというやつをいつも見ておられて、実にいつも嫌な感じがしておるのであるが、大蔵大臣においては、この富くじを賣つておる場所とか買つておる人の状態を御覧になつたことがありますが、又自分でおやりになつたことがありますが、ちよつとお伺いしたいと思ひます。
○國務大臣(北村徳太郎君) これは個人的な興味から申しますと、全然勝負事は嫌いでございまして、一休當せんするといふふうなことに興味は全然ありませんのであります。それからこれは率直に言へと言われると、私はどうも浮動購買力をかような方法を以てして吸い上げねばならぬといふことは、極く率直に申しますと決して喜ぶべき現象ではない。それでこれはまあ経済の問題と一面道德の問題とどこで線を引くか、浮動購買力はどうしても吸収しなければならぬ、できるだけ政府の散布金が早く吸収されるというところは、これは努力しなければならぬ点であります。ただこういふことをやつて射倖心を次第に釣上げ釣上げして、しまいにこれは麻痺してしまふといふところから、おのずからこれは限界があると思つておられます。併し今の段階において、或いは言葉は悪いかも知れませんが、私の率直な考えを申し上げますと、止むを得ず……悪といふことは悪いかも知れませんが、止むを得ざる悪とも考えられるのであります。従つて或る限度は守つて行かなければならぬ、がように考へております。これは個人的感想でありますけれども、

でも、どう思ふかというお話でありますから率直に申上げました。
○西川五郎君 若しその場合、大蔵大臣の御子息がそういう富くじを行ひになつたらどういふお感じがするでしょうか。
○國務大臣(北村徳太郎君) どうもなか／＼むずかしいことではございまして……
○西川五郎君 いや、私がそういうのは、國民全体がやはり大蔵関係は大蔵大臣に御信頼申上げておる時代でありますから、やはり御子息も同じやうなことではございまして、若し御子息がそういうことになつたらどうお考えになるかといふことを聞くのであります。
○國務大臣(北村徳太郎君) どうもお話が大分むずかしいのであります。私は個人的な考え方としては一切勝負事は好まれません。子供も同様であります。従つてそういうやうなことを生活の雰囲気から申しますと、実は富くじ関係のものは率直に申しまして非常に嫌いなものであります。これはまあこゝういふもので資金の吸収が早められ、又一方において必要な財政資金、産業資金の吸収がこれによつて行われるとすれば、弊害のあることも今の段階においては止むを得ない。やはり実利の方が大きいから止むを得ないのじやないかといふやうな考え方をいたしておるのでありますけれども、これは將來大抵大抵等をするといふことについては、これは十分検討しなければならぬと、こゝういふふうに私は考へております。
○栗山眞夫君 私大蔵大臣に伺ひたいのですが、もうこの富くじと申します

か、宝くじと申しますが、こゝういふものの弊害は如実に出て來ておるのであります。今、まあ反対なわけではあります。が、今の状態でもどうしても止むを得ないといふことならば、これで生れまじたとこゝろの金の使途を教育とか、社会事業とか、厚生事業とか、そういうやうな方面にだけ限定をして、そういうやうな少し使途が社会公衆一般の利益のために使われる、そのためにはせめて買ふときに少しでも氣持のいい、明るい氣持で買ふ、こゝういふやうな心構えを國民に與えるやうな方法をお考えになつたことがないかどうか。そういうことをおやりになるつもりはないか。今までも若干そういうやうな傾向はあるにはあります。けれども、大抵のものはなりまして、そういう傾向が全然ないやうに思ひますので、その辺を伺ひたいと思ひます。
○國務大臣(北村徳太郎君) 富くじ的なものがいいか悪いかという判断でございまして、假にこれがいいものじやないかといふことになりまして、いいものじやないといふ方法を通して得たものが、教育なら教育という明らかな目的を決めてその方向に持つて行くといふことは果してどうかといふふうに考へられることです。今はとにかくこゝういふことよりも散布された資金が早く吸収されるということが必要なので、そのためにこゝういふ興味をくつ附けて、そうして尙早く國家目的に副うやうに吸収したい、こゝういふ観点から採つております。吸収することが目的であつて、吸収されたものの配分は又別に……現在では例へば貯蓄の三千億目標については三五%が國並に地方の財政資金になる、二〇%ですが産業

資金になるというやうな、大体國家目的に副うやうな配分をいたしまして、さやうな目的で吸収いたしておりますので、これらについて特にこの分は直ちに教育だといふやうに言わない方が却つていいのじやないかと考へております。この御意見は承りまして、今後こゝういふことについてはいろいろ問題になるだらうと思ひます。尙改善を要すべき点が多分にあるかと思ひますが、そういうやうな場合には眞にその御意見を採入れて研究いたしたいと思ひます。
○田口政五郎君 只今大臣の意見を伺ひまして、私も同感であります。私はまだ富くじ、宝くじといふやうなものは、これは如何に財政上の都合があつて浮動購買力を吸収する……多少悪いこともあるが、止むを得ないとおつしやいます。この点に關しましては私と多少意見を異にするものがあるものであります。私は購買力の吸収の手段として、こゝういふ富くじ的なことをやる、その弊害の方が私は購買力吸収の利益よりも大きいとは感じております。今日到るところにおきまして、殊に学生などがこれに關與してゐるやうな風景を到るところに見るのであります。これはただ財政上の問題と總議上の問題と、或いは種類が違ふから比較がむずかしいかも知れませんが、私の判断するところによりますれば、これは國民として実害を受ける方が遙かに大きいと思つております。これはまあ意見であります。こゝういふことは一つ何か他の方法でこの際浮動購買力の吸収をお考え下さいまして、例へば煙草を買つた、その煙草の箱の中にこゝういふ富くじ券的なものが入つてゐる

といふやうな附随的な方法を以てせられたならば、又弊害の点も少いと考えますが、今日はもう富くじそのものが目的で、街の到るところに大きな店を出して、これを客に勧めておるといふやうな、ここに至りますれば弊害の及ぶところは実に恐ろしいものがあると思ひます。毎日あの模様を見て實に不決な感じを受けておるものであります。どうか一つ他の方法をお考え下さいまして、一日も早くこゝういふ方法で浮動購買力の吸収を図るといふやうな点はお止めになることを、私は特に希望したいのであります。万一止むを得なければ、どうか区域の制限をするとか、又余り大げさに、あゝいふやうに競馬なんかのやうな方法で、一定の区域を限つて一期日を限つてやるといふやうなことにすればいいと思ひますが、この点について御研究下さいまして、悪い弊害の及ぶところを一つ御考慮あらんことを切にお願いいたす次第であります。
○國務大臣(北村徳太郎君) 御意見は誠に御尤もで、私個人の考え方からいふと全然同感なものであります。ただ今の段階において、これがどうしても散布された資金の吸収等を早くしなければならぬといふやうな観点に立ちましてやつておりますことではあります。これは將來大抵大抵はしない方針を採りたいと思ひます。先程から申上げております通り、併しこれは一面においては人間の或る本能的な申します。か、子供が三四人おつてもじやんけんして或る射倖をやるといふやうなことがございまして、なか／＼理想と現実とはうまくマッチしない点があります。併し理想の状態に持つて行くやう

に努力しなければならんと思えまするので、いわば安易な方法と申しますか、富くじすると申しますが、この言葉は悪いのですか、こういうふうな安易なものではない堅実な預金などを以て吸収しなければならんと思えます。そういう方向に持つて行くように努力する点については、只今田口委員のおつしやつたことと私は大体同じような考えを持つておりますから、將來は成るべくそういう方向に持つて行くように努めたいと、かように考えております。

○委員(黒田英雄君) 御質問がなければ、これより討論に入りたいと思えますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中西功君 出て来る案、出て来る案、大々に反対せざるを得ないのを実に私苦痛でありまして、元來がこういう法案が出なければ……

○委員(黒田英雄君) ちよつとまだ討論に入っていないのでありますから……御異議がないようでありますから、只今より討論に入ります。御意見のおありの方は述べをお願いします。

○中西功君 以上のようなわけで、〔苦痛でもなさそうだな〕と呼ぶ者あり、〔笑声〕実際にこういうものが出なければ非常に日本國民も幸福だろうと思ふのであります。同時に私も非常に手間が省けて非常に樂だと思ふのであります。一應出されて見ますと、やはりこれは正直な態度をせなければいけませんので、そういう意味で一つはつきりした我々の意見を申したいと思ひます。我々國民の生活が安定して、そうしてその上に立つて或る種の射幸的なものが購買力吸収のために利用さ

れ、且つその資金が本當に國民のためになる資金として、建設のために利用されて行くというふうな状態ならば、何も我々はこのいう手段に対してそれ程徹底的に反対の意を表明する必要もないのであります。今日のような経済状態、特に我々國民大衆が、本當に饑饉線上に喘いでおつて、浮動購買力等は一文もないというふうな状態におきまして、而も他方におきましては軍需資金とか、或いは國庫金とか、或いは……のスペキュレーションが廣汎に行われていて、こういうふうな状態、そして又金融機關自身が必ずしも當を得ていないで、それを取扱う場合において、こういう措置が許されておるといふことになりまして、一体結果はどうなるか。勿論浮動購買力を吸収しようとするその浮動購買力の大部分は、ただこれを利用して一儲けしようという意味でしかこれをやりませんし、又そういう大きな資本を持つておれば、或る程度これを利用して結局儲けることもできます。で、そういう結果、政府としては一應財政収入として入つて来ますが、その間にその金にいわば釣られた大衆が非常に損な目に合うというふうなことが必然的に起つて来るわけでありまして、而も我々から見ますれば、そうしてできた金も決して本當に國民のために使われずに、いろいろ良からぬ方法に使われて行くことをはづきり私自身熟知しておりますので、結局はこういうことによつて日本の國民の道徳を墮落させる以外になく、又大衆を實際に苦しめる以外に何ものもこ

れから得られないという結論を出すのであります。實際的に浮動購買力の吸収と定めても、本年度二十六億が、予定されているうち、政府の納入金といふものは極めて少いのであります。結局は先も各委員の方から指摘されましたように、我々日本國民、殊に勤勞大衆が持つてゐる弱點、非常によからぬ弱點でありまして、そういうものを巧みに利用して、結局そういう人々を墮落させるというところが結果として起つて来るのであります。そういう意味で、私はこういうことは今日の状態において是非止めて貰わなければならぬ。大蔵大臣の考え方と私のとは全く逆であります。我々の生活が安定した後においてなら或いはこういうことも許されると思ふのです。今日のような状態ではいよいよ一日も許されず、即時止めるべきだというのが私の見解であります。以上の理由によつて私はこれに反対します。

○栗山真夫君 私もこの法案は反対であります。と申しますことは、現在街にはとにかく十種類にも余るような街頭賭博、いろいろな射幸心を煽るような行為が公然と行われております。そしてこの好ましからざる行為を取締るべきところの政府が、殆んど街頭賭博と同じような心理的な考えを以て行為するところの富くじ的な宝券を、國民が殆んど同じような場所で見つておるといふような事實は、取締るところの政府の行為が、直ちに取締らなければならぬ管の人がやつてゐる行為と相通するといふ点について、國民道徳の昂揚を叫ぶ政府の行為が却つて國民道徳をこころい面から破壊しつつあるという点で反対せざるを得ないので

あります。それから特に甚しいのは、過日行われまして煙草「新生」の最後の捌け口をこの百万円の宝くじに被せて、そして政府が行われたところのあの行為のごときは、断然これは非難されるべき行為であると私は思うのであります。それから先程大蔵大臣が浮動購買力を狙うために、まだ軍需資金がある、そういうのを対象にしておるのだと言われましたが、これは恐らく大蔵大臣が、先程西川君が言われましたように、そういう現状を見たことがあるかと仰しやつたのであります。そういう現状は余りよく御存じないのじやないかと思ふのであります。御覽に、賣り捌きのあの場所を一度御覽になれば分りますが、決してそういうふうな人々がそこで買つておるとは思われなないのであります。誠に両面から見ても好ましくない問題であります。唯、金の金のために大きな國民道徳を破壊して行くという面において、これは反対せざるを得ないのであります。

○深川タマエ君 今年度におきまして、國家の財政収入といたしまして、富くじから得るものは十億四千万円と存じておりますが、先程から諸委員もおつしやつておいでになります。ようには、國民道徳の頹廢の大きな原因になりまして、こういうことを國家自身、政府自身が模範に示しますならば、日本國の道義の確立は前途遠慮だと思ひます。従つてそれと一つは、これは浮動購買力の吸収とはいふものの、必ずしもそうではないのであつて、これだけの資本を下したならば、生活はつらいが、これが三倍になつて返りはし

ないかという、僅かな月給を取つておる人が月給を割いて買つておる面も相当多いだろと思ひますが、そういう人達が負けたときの苦しい氣持は私は非常に同情いたすのであります。併し今年には間に合はないと存じますから、仕方なくこれを認めます。併し来年からはこういう方法を止めて、これに代つた財源として、只今決算委員会で私達が審議いたしておりますが、元の軍需資材を全部只で持つて帰れと渡しまして、その次に東久瀨宮内閣になりましたときに、或る價格で金を回收するやうなことをいたしましたけれども、それが完全に回收ができなくて、非常に沢山未納になつております。そういうやうなものをと所管官廳を激勵下さいまして早く収入を取りますならば、十億四千万円くらいの金は容易に取れると思ひますので、そういう正しい方法によつて貰ひて、こういうことは一日も早く改善して頂きたいと思ひます。討論の時間ではありませんが、今年のこれに反対するのではありませんを念のために申し上げます。今年は賛成いたします。

〔討論終結と呼ぶ者あり〕

○委員(黒田英雄君) 他に御発言もないようでありますから直ちに採決に入ります。当せん金附証票法案を議決いたします。本法案を可とせられる方の御手を願ひます。

〔挙手者多数〕

○委員(黒田英雄君) 多数であります。よつて本案は多数を以て可決せられました。

○天田勝正君 この際軍事公債の利子支拂の特例に関する法律案を直ちに審議せられんことの動議を提出いたします。

○委員長(黒田英雄君)　あるようであ
りますから、本案につきまして、この

願います。本案について御質問のおありの方は御質問願います。

としては起らない、かように考えてお
ります。

は、今まで再建整備法に従つて整備がなされて來ておると思いますが、政府

つておりませんが、約七億程度となつております。

○中西功 其の七億減でなくして、戦時補償打切は大体だけあつて、在外補償打切はどれだけあつて、それから特別損失が結局どれだけ出ましかつて、それから一方第一封鎖の額がどれだけあつてという状況を、概略でいからせて願ひたいのです。

○説明員(西原直憲) 只今お尋ねの点について補足的に御説明して頂きます。預金部簡易保険と郵便貯金の関係は全部大蔵省預金部等損失特別処理法によりまして、金融機関再建整備法と同様の方法によつて損失の補償をいたしております。損失は、預金部におきましては在外資金の減價等によりまして全体として六十三億一千萬円の損失が出たのでございまして、これを評價益等によりまして二億一千萬円先ず償却いたしました。その次に預金部の積立金が二億六千七百萬円ございまして、それを以て第二段といたしまして償却いたしました。それから郵便貯金等の第二封鎖預金等に属する金額が概ね五億二千萬円ございまして、それを差引きまして残額三十三億一千七百萬円、これを政府で補償いたす、こういうようなことに大体なつております。尚簡保の関係につきましては確定損が五億三千七百萬円ございまして、確定益と申しますか、評價益が千三百萬円ございまして、差引き政府の補償は五億二千四百萬円ということに相成つております。

○説明員(西原直憲) 只今お尋ねの点について補足的に御説明して頂きます。預金部簡易保険と郵便貯金の関係は全部大蔵省預金部等損失特別処理法によりまして、金融機関再建整備法と同様の方法によつて損失の補償をいたしております。損失は、預金部におきましては在外資金の減價等によりまして全体として六十三億一千萬円の損失が出たのでございまして、これを評價益等によりまして二億一千萬円先ず償却いたしました。その次に預金部の積立金が二億六千七百萬円ございまして、それを以て第二段といたしまして償却いたしました。それから郵便貯金等の第二封鎖預金等に属する金額が概ね五億二千萬円ございまして、それを差引きまして残額三十三億一千七百萬円、これを政府で補償いたす、こういうようなことに大体なつております。尚簡保の関係につきましては確定損が五億三千七百萬円ございまして、確定益と申しますか、評價益が千三百萬円ございまして、差引き政府の補償は五億二千四百萬円ということに相成つております。

○政府委員(河野通一) お答え申し上げます。填補の率は同じくとは申せませんが、現実には生じた戦死保険金の支拂額から、それに対応する当該保険の責任準備金として積立てられ、したものを差引きまして補填いたしております。従つて補填率は一々計算しておりませんが、現実には準備金以上に掛かりましたものを補填いたします。

○説明員(西原直憲) 私もちよつと数字を持つておりませんのではつきりいたしません。ただ今度の戦死簡易保険における戦死保険金の損失補償の方法といたしましては、当時戦死によつて生じた保険金、これに對して全額を補償するという形になつてゐると思ひます。民間で先般いたしました戦死保険金の補償と申しますのは、一應國營再保険の時代における再保険の制度によつて補償いたしましたものと、それから先般すでに解散になりました生命保険中央会、これを通じて損失補償をいたしましたものと、この二つだけになつております。その國營再保険前の分につきましては、結局現在御審議頂いております金融機関再建整備法の中に一緒に損失として入つて来ております。それによつて合計して損失が補償される、こういうことになつております。従ひまして今のお話のどちらが補償率が多いかということになりますと、両方共戦死によるものは全額補償されておる、こういうことに相成ります。ただ戦時の死亡率がどちらが多いかということになりますと、これはち

よつと数字を持つておりませんので分りません。

○委員(黒田英雄) 他に御質問がなければ討論に入りたいと思ひます。御異議ございませんか。

○委員(黒田英雄) 御異議ないと思ひます。それでは只今より討論に入ります。御意見のおありの方はお述べを願ひたいと思ひます。

○中西功 此の法案に對して私反對であります。その反對の理由は、実はもと／＼いろいろ金融機関再建整備法や、或いはその他の何といひ整理等の法案に對して、共産党が今まで反對した建前から来るわけでありまして、それをこの度その法案に則つてこれが行われておるわけでありまして、政府関係のいろいろ仕事に對しては、別にこれに對して交付公債をやるというのを、特別にそれだけに對して反對する必要もないのであります。が、この度の予算の問題におきましては、我々はこの形において交付公債の交付というものを對しても反對しております。そういう建前から一應この法案に對しては反對いたします。ただ次に別にある金融機関再建整備法の一部の改正案というのに對しては、もつとはつきりした反對意見があるものであります。が、まあその一連の法案となつておりますので、ここで反對理由を述べて置くわけでありまして、

○委員(黒田英雄) 他に御発言がないようでありますから、直ちに採決に入ります。簡易生命保険事業における戦争危険に因る死亡に基く保険金の支拂による損失の補てんに関する法律

案を議題といたします。本法案を可とせられる方の御挙手を願ひます。

○委員(黒田英雄) 多数と認めます。よつて本案は多数を以て可決せられました。

次に金融機関再建整備法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案について御質疑のおありの方はお述べを願ひたいと思ひます。別に御質問が……

○中西功 いや、あるのですよ。皆さんから出ないから、出して呉れたらいいと思つて待つておつたのです。この前僕らは要求して置いたのですが、金融機関の再建整備の具体的な事情について、最近の状況について報告して貰いたいというふうに要求しておいたのですが、それをまだ聞いておりませんので……

○政府委員(三井武夫) 金融機関最終処理及び再建整備の概況につきまして申上げます。金融機関は御承知のよう最終処理を完了いたしました。それぞれば本年の三月三十一日まで通りましてその新旧勘定の区分を消滅せしめたわけでございます。その結果を見ますと、実はまだ集計の結果が判明しておりません。農業者を除いて申上げたと思ひますのであります。確定益六十六億四十四億に對しまして確定益十六億四十四億に對しまして積立金十五億四十四億、整理債務二百二十億、及び政府の補償九十二億を以て補償することになつております。最終処理完了後に提出されます整備計画書につきましては、特殊の異常なるものを除きまして概ね認可が完了しております。現在すでにそれ／＼その整備計画

に基いて堅実な再建の方向に過程を進めておるのであります。尚銀行につきましては、各金融機関をそれ／＼あるわけでございますが、特に銀行につきましては、銀行六十四行の確定損の負担状況につきましては、確定損の総額が二百三十九億一千二百萬、これに對しまして確定益は五十億五千萬、積立金が十二億二千五百萬でありまして、資本金が十五億六千五百萬、整理債務百六十億一千七百萬でありまして、政府補償は百七十四萬一千、これは一行であります。これを以て補填されたのであります。即ち本年の三月三十一日現在におきます銀行の資本金の総額は十九億九千七百萬でありましたから、平均の切替率は七八％になるわけでありまして、又整理債務の総額は二百四十六億三千萬でありましたから、平均の切替率はこの場合は六五％ということに相成つた次第であります。尚資本の切替を要しなかつたものは六行、九割までの切替でよいもの一行、預金の切替を行ふものは五十七行ということであつたのであります。

次に再建整備にあたりましては、できる限り健全な資本の構成を採用いたしまして、この場合の増資につきましては純資産から國債と手持現金及び日銀預金を控除いたしました。いわゆるリスク・アセットと申しておりますが、この額の一〇％を目標といたしまして増資をいたしたい、かような考えであつたのであります。差当りのところは株式の市場その他の状況をも考へまして、このリスク・アセットの五〇％以上の相当額を増資するように決定いたしました。更にその應募の結果

に基いて堅実な再建の方向に過程を進めておるのであります。尚銀行につきましては、各金融機関をそれ／＼あるわけでございますが、特に銀行につきましては、銀行六十四行の確定損の負担状況につきましては、確定損の総額が二百三十九億一千二百萬、これに對しまして確定益は五十億五千萬、積立金が十二億二千五百萬でありまして、資本金が十五億六千五百萬、整理債務百六十億一千七百萬でありまして、政府補償は百七十四萬一千、これは一行であります。これを以て補填されたのであります。即ち本年の三月三十一日現在におきます銀行の資本金の総額は十九億九千七百萬でありましたから、平均の切替率は七八％になるわけでありまして、又整理債務の総額は二百四十六億三千萬でありましたから、平均の切替率はこの場合は六五％ということに相成つた次第であります。尚資本の切替を要しなかつたものは六行、九割までの切替でよいもの一行、預金の切替を行ふものは五十七行ということであつたのであります。

次に再建整備にあたりましては、できる限り健全な資本の構成を採用いたしまして、この場合の増資につきましては純資産から國債と手持現金及び日銀預金を控除いたしました。いわゆるリスク・アセットと申しておりますが、この額の一〇％を目標といたしまして増資をいたしたい、かような考えであつたのであります。差当りのところは株式の市場その他の状況をも考へまして、このリスク・アセットの五〇％以上の相当額を増資するように決定いたしました。更にその應募の結果

次に再建整備にあたりましては、できる限り健全な資本の構成を採用いたしまして、この場合の増資につきましては純資産から國債と手持現金及び日銀預金を控除いたしました。いわゆるリスク・アセットと申しておりますが、この額の一〇％を目標といたしまして増資をいたしたい、かような考えであつたのであります。差当りのところは株式の市場その他の状況をも考へまして、このリスク・アセットの五〇％以上の相当額を増資するように決定いたしました。更にその應募の結果

次に再建整備にあたりましては、できる限り健全な資本の構成を採用いたしまして、この場合の増資につきましては純資産から國債と手持現金及び日銀預金を控除いたしました。いわゆるリスク・アセットと申しておりますが、この額の一〇％を目標といたしまして増資をいたしたい、かような考えであつたのであります。差当りのところは株式の市場その他の状況をも考へまして、このリスク・アセットの五〇％以上の相当額を増資するように決定いたしました。更にその應募の結果

それ以上の懸案がありましたときに、引続き第二回の増資総会を開催いたしまして増資をする、かような方針によりまして現在再建の計画がそれぞれ進められておるのであります。尚以下各金融機関につきましてそれらの状況があるわけでございしますが、一應銀行の場合を特に申し上げたわけであります。

○中西功君　そうしますと、銀行六十万、非常に少いわけですね。この数字は間違いないのですか。

○政府委員(三井武夫君)　只今申しましたように、銀行の場合には政府補償額は百七十四万一千円あります。

○松嶋善作君　この金融機関整備に關しまして、興業銀行の興業債券でしか、あれが後になつて新勘定から突如旧勘定に入つたというのはどういうわけなのでありますか。

○政府委員(愛知操一君)　興業債券の問題は、興業債券に限らず金融債券一般の問題でありまして、あの当時これはポツダム政令が出まして、そうして一休金融機関再建整備法の建前から申しますならば、当時の建前から申しますれば、只今仰せの通り金融機関の所有の金融債券は新勘定に属すべきことになつておりましたのが、突如として旧勘定に入ることになつたのであります。その理由は当時も御説明申し上げたと思ふのでありますが、根本は、一口に申しますと、憲法に違反する疑がある、御承知のごとく金融債券の中には個人所有のものもございまして、又金融機関の所持のものもあるわけでございします。そも、金融機関の再建整備を企図いたしました当初におきまして

も、金融機関所持の興業債券も突如旧勘定に入れるべきではないかという議論は実は非常に強かつたわけでございします。當時におきましていろいろ議論をいたしました結果が、併しながらその当時の情勢においてはこれを新勘定に入れることによつて、銀行の損失をできるだけ少くして、そうして預金者、株主等への損害の波及を止めたいというふうな氣持も相当濃厚にあつたのではないかと考えるわけでありまして、ところが、率直に申しまして、そういう決定があり、それが法制化されました後におきまして、個人の金融債券の所持者からやはりこれに対する論議も相當あつたように承知いたしておるわけでありまして、それから又等しく金融債券でありながら、所有者が個人であると金融機関であるによつて差別を付けるということは、何と申しますか、エグイティの原則にも反するといふことも法律的にも非常に理屈のあるところではなからうかと思ふのであります。個人の所有者の間から率直に申しまして相當に論議も起り、改めて政府の補償をできるだけ少くしたいといふ前々からの論議もあつたところでありまして、最後のところは政府において個人持ちも助け、それから金融機関持ちのものも助けるか、或いは両方とも遺憾ながら旧勘定に移すかという二者の中の一つを選ばざるを得なくなつた次第でありまして、個人持ちであるとか金融機関持ちであるとかによつて差別を付けるということは、諸般の關係からどうしても工合が悪くなつたのであります。それに関しましては當時最終的に關係方面の覚書の交付を受けたわけでもございまして、いろいろこ

れにつきましては特に農業界方面に相當の影響を與え、又若しこういう措置がなければ資本金も飛ばさず、或いは飛ばし方を少くし、又預金等についても切り方を遙かに少くしたのである銀行等もあるわけでございまして、そういうところにおきまして既得の損害、特に一旦法律で決まつておりました既得権を侵害されたというふうな方面に對しましては、誠に何とも政府としてお詫びの申上げようのない程恐縮したわけでもございしますが、事さうになつたわけでは誠にいたし方なかつた事情であるわけでもございします。今回のこの改正によりましてその當時例えは金融再建の処置が旧法によつて行われた、そうして、中間処理等が行われたことによりまして、例へば第二封鎖預金が中間処理によつて第一封鎖に移り、而もそれがすでに引出されたといふようなものについては、これを本當の既成事実として尊重しなければならなかつたわけでありまして、その面におきまして若干の補償が殖えるような仕組になつたわけでもございしますが、全般的にいへば補償の額は差引いたしまして二十億前後新法によりまして減ることになつたわけでもございします。

○松嶋善作君　それではこの各金融業者の債券が旧勘定に移つたといふのは、主として憲法上における平等の原則から来たのであるといふことを認め、大體その線に沿つて行われたといふことを認めてよろしいかどうかといふことが一つ。それからすでに新勘定において償還された資金が相當あると思ひますが、これの回收たつては余程困難にやないかといふことが察せられますが、その回收状況についてはどう見

ておりますか。この二つについて伺いたい。

○政府委員(愛知操一君)　いろいろ當時の事情はございしますけれども、前記詰めて申しますれば、結局憲法に違反するといふ法理論をいたしまして、これは場合にによりまして、そのことによる關係者から例へば最高裁判所へ提訴されるというふうな場合におきまして、法律上の争ひがありますと、恐らくは旧法はこのままにして置けばこれは無効の宣言を受けたかも知れない、現在においては最高の法律の判断の権限を持つておると思われるところの基準によりまして、さうなことであつたわけでもございします。

それから今の後段の御質問でございしますが、成る程非常に困難ではございしますけれども、漸次回收をするという建前で処理をいたしておるわけでもございします。

○松嶋善作君　その額は大体どのくらいですか。

○政府委員(愛知操一君)　ちよつとその額ははつきりいたしません。

○西川五郎君　この中で債権者審査会といふものを設定されるのであります。これは事実上審査を意味するもので、或いは監査の程度のものではあります。どうかでございませうか。

○政府委員(愛知操一君)　この正確な法律的な解釈は、こういう処理をするに對しての同意をこの会で取決めることについての同意であるわけでもございします。要件であるわけでもございします。でありますから、その同意がなければそういう処理の方法ができませんといふことで、普通の諮問よりは余程程度が強いものでございします。又併しながら同時に議決かといふと議決

よりちよつと程度が軽いものだ、平たく世俗的に申しますと、そういうふうな感じになります。

○西川五郎君　そういたしますと、審査会で余りに不當なる決議とか請求をしたいとかいふ場合には、これはどこで解決せられるのでございしますか。

○政府委員(愛知操一君)　さうな不當な決議をいたしました場合に、当然に裁判所に提訴し得るというふうな規定はないわけでもございします。

○西川五郎君　そういたしますと、これはどこで解決を附けておられるのですか。

○委員長(黒田英雄君)　説明員をして説明させて御異議ございせんか。

○異議なし(と呼ぶ者あり)

○説明員(上林英男君)　債権者審査会の主たる仕事は、一つは調整勘定に生じた利益金を確定損を負担いたしました預金者等に返しますとき、その返す返し方につきまして同意を與えるといふことが一つでございします。具體的にどういふ金額を返すかといふことは法律にはつきり明定されております。法律に従つて返されるわけでもございしますから、従つてその法定の方式に従つて返されておるかどうかといふことを見るわけでもございします。従ひまして、その法定の方法で返されておらないといふような場合には罰則の規定もございしますし、又罰則に及ばないような程度の場合には民事裁判の方法もあるわけでもあります。

それからもう一つの債権者審査会の主たる仕事は、調整勘定の利益になつて参ります旧勘定、これの処分について同意を與えることでもございします。その場合に資産が不当に安く賣られな

いようにとりために同意を與えるわけでございます。結局その問題は債権者審査会がその旧勘定資産を不当に安く賣らないやうという監査をする。結局安く賣れば利益が生じません。第二封鎖勘定に入れないという建前になつておるわけでありませう。

○西川五郎君 そうですね、やはり監査という方が本当じやないんでございませうか。審査会というやつは、今の御説明によりますと……。

○政府委員(愛知揆一君) その点は御指摘の通りでございます。この審査会の性格等については、実は随分いろいろと論議を重ねたわけでございますが、只今説明いたしましたように、法律的に一つの枠が、枠と申しますか、基準が決まつてあるわけでありまして、その適正な実行をするために事前にやはり審査会を開くわけでありませう。それから事後の監査的な職務も相当持つておるわけでございます。ですから、先程申しましたように諸機関間的な性質もあり、それから又事後或いは事前における監査機能を持つものでありまして、或いは名前等が多少不適当かも知れませんが、そのやうな組織にいたしたわけでございます。

○西川五郎君 先程申しました不当な請求の方法とかいう場合には、これは主務大臣において同意をしないという程度で解決せられるのでございませうか。

○政府委員(愛知揆一君) その点については不当な審査その他をいたしたような場合には、その審査を経て、例えは理事者が不当と思われるやうな

ことをやりました場合には、一般規定でその理事者の解任その他を求めるところであるという規定が主務省に留保してあるわけでありませう。それに掛かるわけでございます。

○西川五郎君 もう一つこの附則の第五條の中に「引揚者に対する郵便貯金について」云々とありますが、ちよつとこれに関連して伺いたないのであります。現在この引揚者の郵便貯金についてはどういふやうになつておりますか。

○政府委員(愛知揆一君) 引揚者の郵便貯金につきましては、今後におきましてもずつと引揚げて來られる方がございまして、終戦後からずつとやつておられます方式に従ひまして、一人千五百円を基準にいたしまして、例えば封鎖制度が撤廃されんとしておるときでございまして、その類だけは直ちに自由預金にするという取扱ひになつておるわけでありませう。

○西川五郎君 將來郵便貯金について引揚者のやつはどういふやうな御方針になつておられますか。

○政府委員(愛知揆一君) これは今後におきましても引揚者として特別にこの貯金を優遇することはできないのであります。すでに一般の郵便貯金に對して行いましたと同様なことは少くとも均等をして行くといふことでやつて行くつもりでございます。

○中西功君 二点ですが、一つは金融債券が切捨てられた結果、旧勘定に繰入れられる結果、興業銀行の、これは特定の問題ですが、損失というものは結局どのくらい増大したかという点と、それから今まで金融再建整備法で一應整備されて來まして、大体一應終

つたわけでありませうが、そも／＼この再建整備をやられた結果、一体効果がどれだけあつたか。又／＼の面に効果があつたかも知れませんが、一体どんな効果があつたのかという点を簡単によろしくございませうから説明して貰いたいと思ひます。

○政府委員(愛知揆一君) 只今のお尋ねでございますが、金融債券の移換前に、旧勘定に移換したといひます。前、つまり旧法の建前によりました場合に政府が補償しなければならぬという数字を現在の制度と比べて申しますと、總計におきまして債券を移換しない旧法の場合におきましては百八十七億六千七百円になります。それが只今のこの改正法によりますと、つまり新法によりますれば百六十二億、先程申しましたように約二十億余り、二十五億程度政府の補償額は減つたわけでありませう。それから興業銀行については申しますならば、興業銀行に對しては若し債券整理が、金融機関持ちの債券整理が新勘定にあつたであらうといひます。つまり、政府は約五十六億の補償を日本興業銀行に對して拂わなければならなかつたわけでありませうが、新法によりまして全部旧勘定に入れることによりまして、政府の補償は零で免れたわけでありませう。

○中西功君 金融再建整備法で、大体銀行勘定でいへば十五億といふふうに切つて、今後処理なさるといふことになりませうが、その効果が結局あつたのかなかつたのかといふことをお聞きしたいのですが、と申しますのは漠然として分らないかも知れんけれども、要するに金融機関を整備して効果があるとするれば、大体銀行の信用が増して、

その面からいへば、預金が殖えるところか、或いは貸出能力が正しくなるとかいふやうな点があるか。又／＼の面に効果があつたかも知れませんが、一体どんな効果があつたのかという点を簡単によろしくございませうから説明して貰いたいと思ひます。

○政府委員(愛知揆一君) この点は結論から申しますれば、非常な改善であつて効果が大きいであつたと考えております。それはなぜかと申しますと、何と申しましたも日本の金融機関は、戦時中非常な変遷を遂げております。で、具体的に申せば、自己資本金といふものは非常に少かつた。それが今度の戦争中の戦時補償の打切りその他に伴ひまする一切の過去の絆をすつかり清算いたしました。その代りに債権者等に非常な迷惑を掛けたのであります。が、その過去の清算をいたしまして、そうして非常に無理と思はれる程度の増収をここにやうといふことは、銀行の收支の内容からいへば非常な改善でございませう。そうして例へば外資の導入等に関する問題にいたしまして、日本の金融機関の改善された姿、特に資本額が非常に充実したといふことについては、外資を貸して呉れる國々の信用を取り得る所以でなかつたかと思ひます。それで、それらに對しましては非常な改善ではないかと考へるのであります。尙將來の問題として恐らくこの次の通常國會のときに政府案をも御審議願へる段取になつてと思ひますが、金融機関全般を通じての大変革を考へなければならぬ時期だと思ひるのであります。その金融機関全体に通ずる改良の構想を段々と練つて、それに合致するやうに増資等も考へるわけであり、或いは又特別銀行の解散と申しますか、廃止といふやうなことも考へておるわけでありまして、將來普通銀行が大いに基礎が堅くなりまして、そうして貸出能力などについても相當の余裕を持つ、或いは又民主的な運営によりまして独占禁止法的な考へ方をも加味いたしまして、資本が多いといふことによつてパチエティに富む貸出能力を持つといふやうなことも、これによつて可能になるのではないかと考へております。それ／＼具体的に申上げますならば、各行とも過去を清算いたしましたために非常な、率直に言つてこゝまでやらんでもよいじやないかといふやうな声も随分高かつたのであります。が、それを押切つて過去の膿の出そうなどゝを惜みなく切捨てるといふことによつて、先ず將來における飛躍の措置を作り、そうして今回の再建整備によつて増資の完了する時期は恐らく今より一ヶ月経つて後のことになると思ひます。その中で新しい措置ができるのではないかと考へるのであります。ただ併しなから序でございませうが、まだ一部の從來の大銀行、それから特殊銀行の二つ程のものにつきては、まだ十分に再建整備の必要は決まつておりませうのであります。その以外の銀行についてはすでに増資額も認可をいたしてございませうし、着々と所期の目的に近づくつておると申上げて過言でないと思ひるのであります。

○中西功君 實際は私もつと委しく本當に聞きたいのですけれども止めます。ただ先に言われたことで、私の言いたかつたこと、聞きたかつたことは、確かに銀行の内容はよくなつた、いわゆる普通の意味で銀行の内容は確かに旧債券を非常によく切捨てておる。これは結局簡単にいへば、日本の

行が大いに基礎が堅くなりまして、そうして貸出能力などについても相當の余裕を持つ、或いは又民主的な運営によりまして独占禁止法的な考へ方をも加味いたしまして、資本が多いといふことによつてパチエティに富む貸出能力を持つといふやうなことも、これによつて可能になるのではないかと考へております。それ／＼具体的に申上げますならば、各行とも過去を清算いたしましたために非常な、率直に言つてこゝまでやらんでもよいじやないかといふやうな声も随分高かつたのであります。が、それを押切つて過去の膿の出そうなどゝを惜みなく切捨てるといふことによつて、先ず將來における飛躍の措置を作り、そうして今回の再建整備によつて増資の完了する時期は恐らく今より一ヶ月経つて後のことになると思ひます。その中で新しい措置ができるのではないかと考へるのであります。ただ併しなから序でございませうが、まだ一部の從來の大銀行、それから特殊銀行の二つ程のものにつきては、まだ十分に再建整備の必要は決まつておりませうのであります。その以外の銀行についてはすでに増資額も認可をいたしてございませうし、着々と所期の目的に近づくつておると申上げて過言でないと思ひるのであります。

政府が出してやつておつたのでは、これだけの整理はできないと思つておるのです。そういう意味では非常によく整備されておると思つておる。銀行自体として基礎は堅実になりつつあると思つておるが、併し全体の経済状態が非常に悪いということ、インフレが進んでおるというふうなことから、折角こういうふうな整備をしてもそれ自身としては何ら役立たないので、結局は銀行資本といふものが、そうしたものを強くした、したが又遠端にこの銀行資本といふものは、現在のインフレ的な経済危機的なものに巻込まれて行つて元の木阿弥になるのじゃないか、又銀行資本の力は殖える、今後も産業に対する支配はどんなに殖えて行くであろうと思つておる。全体の日本の経済的危機を克服するといふ面からは非常に苛酷にいうか、厳しくよくやられたに拘わらず効果が少い、結局問題は、だからもうすでにこういう整備をすれば銀行の信用が段々よくなるということではなく、もつと別なところに金融政策としての重要なポイントが移つて行つたところではないかといふふうな問題を、いろいろ私質問の中で具体的な数字なんか、聞きたかつたのでありますけれども、時間も経ちますから一應止めます。

○五重蔵 銀行局長にお伺いしたいのです。先程の勸業債券の話であります。これは田舎の余り大きな銀行であります。勸業債券が旧勘定になつたので、資本金も全部なくなり、第二封鎖も全部なくなる、こういう状態になつて非常に困つておる、これを持つたときには大蔵省からも日本銀行からも実は非常に要められた、然るに今こうなつて見て非常に困つておる。而も相当償還したものである状態、これを返さなければならぬが、何か大蔵省が日本銀行をしてこれを特に援助する具体的方法はないものか、その点をお聞きしたい。

○政府委員(愛知一君) その点は只今お話の銀行等も私具体的に想像がつかず。非常にお金の毒な場合がありまうので、その当時におきましては何らかの措置を考えたいと思つたのであります。又それからそれへと限りなくつて参ります。又それと関係もありまして遺憾ながら何ともなし得なかつたわけでありまう。その事情を御了解願ひたいと思ひます。

○松岡 先程銀行局長の御説明で、興業銀行は五十六億の債券を旧勘定に入れて、これを切捨てたが故に非常にさびつた、銀行としては非常によくなつた、こういう御説明であります。興業銀行に關する限りのパランス・シートの上の見解は正にその通りでありますと思ひますけれども、私は結局は非常にそれと反対であつて、興業銀行には非常にお金の毒な結果になるのではないか、成る程自分の発行したところの債券は拂われないで、旧勘定に行つてしまつたといふことはさびつたといふのでありますけれども、五十六億の興業債券を持つたところの農林省とか地方銀行とか、相当戦中に強制的に持たされたやうな事情もありまうので、これは爾後興業債券を持つという意思が全然なくなつてしまふ、普通銀行であれば経営の堅実と努力によつては預金が又回轉して集まることもありまうけれども、

一旦信用を失つたところの興業債券といふものの信用を回復するといふことは容易なことではないと思ひます。この興業債券を若し順調に回轉しない場合においては、興業銀行といふものはあれだけの人材を抱き、多くの支店を持つて開店休業になりはしないかといふ心配があるのですが、この点については政府において深甚の考慮を拂つて頂きたいと思つておる。銀行局長の見解と私の見解とは將來に對して反対であります。これはどうでございませうか。

○政府委員(愛知一君) 実は私率直に申しまして、私の今の説明がさういふふうにおとりになられるとすると全く心外であります。私は当時あらゆる点から申しまして、今お話の通りに考へまして、及ばずながら興業銀行のために、或いは金融政策の信任の確保というためにできるだけ闘ひをいたしたつもりであります。それからその努力が功を奏さずして、こうなつたことについては、何とも言ひようのない感傷を持つておる。ただ先程申しましたのは、恐らくこの点だけをおとりになつたのだらうと思ひますが、政府の補償額が減つたといふことを申しましたこと、それから一般的には、この金融債券の移換問題とは別に、今回の最終処理、殊に最近におきましては最終処理を何遍もやり直すのは、一般的に例をば制限会社に対する貸付であるとか、閉鎖機關に対する貸付であるとかいふやうなことを十分にゆとりをとつて、リザーブを置いて切捨てて行く、さうして新たな足をするに、さびつた氣持になつたといふ

ことを申上げたのでありまして、この興業債券に關する限りにおいては、私は松嶋さんの御意見と全く同様に考へておるのでありまして、この点はどうぞ誤解を解いて頂きたいと思ひます。

○田口政五郎君 引續いてお伺いしたいと思ひます。金融機關の再建整備に關しましては、いろいろとお骨折の結果、今日漸く銀行の信用も回復して参りまして非常に結構と存じますが、この再建整備の施行によりまして、銀行の持つておる資産の評価につきましては、いろいろと指示されて、或いは時價であるとか、或いは帳簿價格であるとか、いろいろと評價の指示がある。ところが、一番私心配をいたしますのは、金融機關が持つておる公債に關する点であります。先般銀行の代表の方の話によりますれば、今問題になつておりまするいわゆる軍事公債、それは時價が六十五、六十四といふことを伺つたのであります。政府の指示で、これは九十八円で買入れたものであれば、勿論それは帳簿價格九十八円で評價して置いて賣出に見て、法律上はそれでよいかも知れませんが、實際これが六十、五、六に時價に評價を仕直すといふことになれば、ここに告示のこの一般の市中金融機關だけでも、五百億の軍事公債を持つておる、これに二百億近いそこに評價損が出て来る、こういうやうなことが將來起る處れはないか。只今問題になつておるこの公債の問題も、國民一般は、公債などといふものは金融機關がその他の團體が持つておるもので、個人は余り直接この公債を所持してないのが現在の

我が國の事情でありますから、國民一般は公債といふものに対する余り深い關心を持つておらないように思われまう。それで例へば軍事公債の問題がこういうやうに一つの政治問題となつて現れて参りまして、一般の國民は直接自分に関係のないため余り關心を持つておらん。これが仮に一つの政治問題となつて、軍事公債の利拂延期とか或いは利拂停止とかいふやうなことが政治問題となりまして、世間一般に、或いは選挙でもあるやうな場合こういう政治問題が取上げられて、金融機關がこれだけの軍事公債を持つておる、各銀行には一般の國民が貯金をしておるといふやうな、國內の到るところにさういふ真相が發表せられて議論の中心となつた場合には、凡そ銀行に對する一般國民の信用が非常に落ちた。さうすれば、實際の時價が今日六十五、六十四といふやうな点で成る程それは九十八円の借金のかたに取つて貰えるか、或いはそれで金が借りたか、さういふ實際上手の手續は別といたしまして、六十五、六十四が相場といふのが、これが實際の時價である、價值である、こう思ふのであります。若しさういふやうな場合に、日本銀行がこれを九十八円で引受ける、その日本銀行の損失は何らかの方法で國庫がこれを引受ける、といふことになりまうのか、或いは銀行の持つておる公債、金融機關の持つておる公債、實際の時價に評價された場合には、又二百億以上の損失が金融機關に現れて参るのか、事實上通りにすれば現在ではさういふやうになるの

であります。そういう場合には又再びこの金融機関を助ける整備の方法をお考えになるのですか、その点を予めお伺いいたして置きたいと思ひます。

○政府委員(愛知揆一君) これは率直に申しまして、誠にむづかしい問題でございます。併し今回の軍事公債の問題とは又別に考えまして、現在すでに公債の時價、これは公認された時價とは言えますまいけれども、実際の市場價格というものがこれは私共も十分承知いたしておるところであります。併し一方におきまして、只今お話の通り、この金融機関所有の公債につきましては、金繰りの必要その他がおります場合に日本銀行へ持つて行きますれば、九十八円を基準にした担保價格を持つておりますわけでありまして、又万々一公債を賣却しても、資金の援助を求めなければならぬというときには、やはり九十八円というものを基礎にするわけでございますので、取敢えず現状においては私はさしたる不便はないと思ひますが、理論的には非常に大きな問題がそれに包蔵されておるといふことを私は認めざるを得ないと思ひます。

○田口政五郎君 仰せのごとくに、現在では日本銀行が九十八円に買取つて呉れるなり、或いは融通をして呉れるといふことになつておりますから、手続上はそれでよいかも知れません。若しそうだとすれば、この六十四、五円の公債が全部日本銀行に何かの方法で集まつて、日本銀行の手持ちになると私は考えるのですが、その点は如何にお考えになっておるか。

○政府委員(愛知揆一君) その点につきましては、さうには現在考えてお

りませんのでありまして、飽くまでも日本銀行の立場は、各金融機関の資金の手許金繰りというものを総合的に見まして、そうしてどうしてもこれを担保にして金を融通しなければならぬかどうかといふことを考えるのでありまして、公債の價格が下つたからといって、各金融機関がこれを全部日本銀行へ持込、それを日本銀行が無制限に買うというやうなことがあつてはならぬのではなからうかと考えるのでございます。

○田口政五郎君 重ねてお伺ひいたしますが、あつてはならぬといふことは事實あるかも知れないといふこととどういふ關係がありますか。

○政府委員(愛知揆一君) この点はなかなかむづかしいもあり、相当長時間に亘つてお話をしなければならぬと思ひますが、只今申しましたやうに、日本銀行は、その他の問題につきましてもやはり金融機関の手許を総合的に援助をする、又それを通じて市中の金融政策を行なつて参るのでございますから、その範囲内において現在のところ支障がないものは運行できるとあるといふやうに御理解願ひたいと思ひます。

○田口政五郎君 只今の御説明を伺つておりますと、あつてはならぬとおつしやる政府当局の御意見は、どうも銀行、金融界、金融機関に對しまして、一種の政府の威圧といひますか、自然に放任せずに政府が非常に干渉されるというか、そういう氣持が窺われるのであります。六十五、六円しか時價のないものが九十八円に日本銀行が処理して呉れるというのに、どうして

それが日本銀行に集まらずに済むか、その点私は非常に今局長の御説明でも納得がまだ行かないのであります。もう少し納得の行くやうに御説明を願ひます。

○政府委員(愛知揆一君) これは幾ら御説明をいたしても御納得は得にくいから、私は率直に考えるのであります。が、ただ現在金融機関の持つております公債につきましても、最終償還のときまで持つて頂けるものだといふやうに政府は考えておるわけでありまして、その途中におきまして、それを持つております金融機関の資金繰りが非常な窮乏な場合には、九十八円で以て金が借りられるといふことでございまして、これは威圧でも何でもござい

ませんと考えるわけでありまして、○田口政五郎君 それでは只今の金融機関の手持の状況は、そういう公債を日本銀行に持つて行つて金融を付けて貰わなくてもいいというやうな潤沢な手許の状態でございますか。最近の状態は……

○政府委員(愛知揆一君) 現在の状態はこれはいろいろございまして、実は一口に申せば金融機関の手許は決して潤沢ではございません。一面に資金の需要が膨大なときでございますので、とてもそれにミートする程の潤沢な資金は持つておりません。併しながら各銀行、各々の立場を仔細に私共眺めておりますと、日本銀行が資金の融通をして呉れば、金を貸そうというやうな銀行がそう多くあるわけではございません。むしろ資金は一方において非常に枯渇しておりますけれども、同時に金融機関の手持が潤沢であつても貸し得るやうな対象が現在乏しいの

ではなからうか。これは又別個の大きな問題でございまして、最近の事例を見ますと、各銀行々々によつて非常に立場も違ひ、又運営の方法も違ひますけれども、相当の数の銀行は日本銀行から金を借りてまで融資をいたしたというやうな銀行は余りないやうに見受けられます。

○田口政五郎君 現在日本銀行におきまして、普通の金融機関に公債を担保にして融通しておる額はどれくらいになつておりますか。

○政府委員(愛知揆一君) 只今正確な数字は持つておりませんが、五百億余りが日銀からの借入金になつております。その大部分は公債担保であるやうかと存じます。

○田口政五郎君 私の心配いたしますのは、折角今日までいろいろと御苦心をなすつて金融機関の整備が、再建整備が出来上つて、金融機関にも迷惑を掛け、一般の預金者にも非常な迷惑を掛けて、漸くここに金融機関の再建整備が成らんとし、一般國民の銀行に對する信用をほつ／＼ながらまあ回復して参りまして、今後大いに預金の増大も図り得る、人心も段々と安定の方

向に参つておるといふ現在におきまして、尙銀行の中には、如何に政府の提

する。これは政府がどんなに法律を派山お作りになつて、どんなに人を派山、役人をお殖やしになつて、全國津々浦まで太鼓を叩いて預金の吸収に努められまして、これはなかなか今日の日本の國民一般の知識の程度では、やはり銀行といふものに自然信用ができません、預金の増強というやうなことは期することはできないと思ひます。貯金は自然に増加しておる傾向であると政府当局は常に樂觀的の報告をされますが、結構には違ひありませんが、私はそのくらいの現在のやうな増加の情勢では、一方において財政資金並びに金融資金が巨額に放出せられる今日、とても現在のやうな預金の増加率では、インフレ抑圧などには私余り効果がない、もつ／＼預金が増積されなければインフレはますます進行する虞がある、こういうやうに私は固く信じておりますがために、この金融機関の資産状況については特に私は心配いたしますために、こういう質問をするのであります。決してこういう内容の貧弱なことを宣傳するわけでも何でもありませんが、その点は当局におかれましては、もつ／＼と何か徹底した金融機関の資産の整理をおやりになるお考はないか。殊に私が考えますのに、或る政党からの御意見のやうに、この際例へば軍事公債のみならず……、軍事公債は特にさうであるから、こういう際に何か一般の影響を救済する方法を講じまして、この際に元本を全然整理する。銀行の仲間、そういう機制的によつて償値を保たしめるやうな、公債によつて資産を膨らしめるよりも、本当にきれいさつぱりと

した徹底した私は公債に対する処置をお講じになつてはどうか。それによりまする他への影響につきましては、この度の再建整備に対する補償のようない何か別途の方法をお講じになつて、姑息な手段でなしに、徹底したこの公債の御処理をなすつたらどうか。これが私は実際に國民の信用を博する所以であると信じておるのであります。その点は如何でございましょうか。

○政府委員(愛知揆一君) 金融機関の再建整備に關連してだけ、この公債問題の處理ということは、遺憾ながら只今のところ考へておりません。それからもう一つ加えて申し上げたいと思ふのは、この軍公債問題、軍事公債とその他の同様の條件の公債との間に何か區別を設けてお考へであるといひますと、その点はちよつと私共の考へと違ふのであります。今回の軍事公債は、大臣なり他の政府委員からしげしげ申し上げておると思ふのであります。これによつては時價は下らないといふ建前を理論的に採つておるのであります。それに関する限り他の公債一般の問題としての御議論であります。ならば、これは御議論として非常に研究の余地のある御議論と拜聴いたしますが、軍事公債とそれらの公債との間に區別をしての御議論であるといひますならば、私共もいささか違つた考へ方を持つておるわけでござい

ます。

○田口政五郎君 よく分りました。私は別に軍事公債の利拂延期の問題が起つたから、特に軍事公債と一般公債と區別をして考へるという考へ方はいたしておりません。ただ理論上は今局長

のおつしやる通りであります。好んで両公債の區別を考へたいのではあります。が、事實は如何ともすることができないのであります。今日やはり事實が區別を付けて、相場の上に區別が現われて來ておるのであります。私は當然そういうものに區別を付けたといふようなことは考へたくもないのであります。が、今日現実の問題として現われておることを聞きまして、先程申し上げましたような実情を配をいたして、お伺いをいたしました。別な答弁を求めません。

○委員(黒田英雄君) 他に御質問がなければ討論に入りたいと思ひます。御異議ございませんか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。只今より討論に入ります。御意見のあり方の方はお述べを願ひたいと思ひます。

○田口政五郎君 私は先程來お伺ひいたしました。折角現在破滅に陥つておつたような金融機関がここに再建整備されまして、今日非常に私は結構なことであります。喜んでおります。が、希くば先程申し上げましたように、ただ理論上の整理でなしに、実際に即した整理を金融機関の上に今後お探りになるように、特に私はその点を希望いたします。本案に賛成いたします。

○委員(黒田英雄君) 他に御発言がないようであります。直ちに採決に入りたいと思ひます。御異議ございませんか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。只今より討論に入ります。御意見のあり方の方はお述べを願ひたいと思ひます。

○田口政五郎君 私は先程來お伺ひいたしました。折角現在破滅に陥つておつたような金融機関がここに再建整備されまして、今日非常に私は結構なことであります。喜んでおります。が、希くば先程申し上げましたように、ただ理論上の整理でなしに、実際に即した整理を金融機関の上に今後お探りになるように、特に私はその点を希望いたします。本案に賛成いたします。

○委員(黒田英雄君) 他に御発言がないようであります。直ちに採決に入りたいと思ひます。御異議ございませんか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。只今より討論に入ります。御意見のあり方の方はお述べを願ひたいと思ひます。

認めます。金融機関再建整備法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案を可とせられる方の御挙手を願ひます。

○委員(黒田英雄君) 多数と認めます。よつて本案は多数を以て可決せられました。

次に、物資の割当に關する手数料等の徴収に關する法律案、本案を議題といたします。御質問のある方はどうぞ。

○山田佐一君 只今の割当手数料が百分の一であります。これは実情に照しまして、予算より非常な多額な歳入があると思ふのであります。大体今の実費ができればいいのだらうと思ふのであります。その辺がカバーができたならば百分の一という率を下げて頂きたい。只今向うの方の組織の方の寄合いで、奥理事長が來ておられて、これにも確たることは申し上げられんと言つておりましたが、綿糸一捆の割当手数料というものは、一捆に対して一円二十銭だと思ふという曖昧な返事であつたのであります。これが百分の一の二としたら、約一万九千円の一捆の原價改訂になるのでござい

ます。そういたしますと、百九十四というふうな非常に高い割当手数料になります。その御意見を願ひたいと思ひます。資料を請求いたしましたけれども、御提出がありませんから、その辺の概略について当局の答弁を承つて見ます。当局の御答弁を願ひます。

○政府委員(村上二君) 山田委員の御質問にお答えを申し上げます。先ず政府は二十億円の歳入を平年度に見込む。ごういうふうな御説明申上げておるのでございますが、もつと相当多額のものがあるにやなからうか、こ

ういう御意見のように拜承いたしました。この点につきましては或る程度抽象的には部分的にすでに御説明いたしました点もございしますが、更にこの機会に繰返して申し上げますと、一先ず御質問の内容をいたしまして、一つは取引高税の当初の収入見込額二百七十億円というものを、一つの何と申しますか、標準にいたしますと、それに比較して余りにも二十億といふのは少な過ぎるにやなからうか。こ

ういう御意見のように拜承いたしました。この点につきましては或る程度抽象的には部分的にすでに御説明いたしました点もございしますが、更にこの機会に繰返して申し上げますと、一先ず御質問の内容をいたしまして、一つは取引高税の当初の収入見込額二百七十億円というものを、一つの何と申しますか、標準にいたしますと、それに比較して余りにも二十億といふのは少な過ぎるにやなからうか。こ

ういう御意見のように拜承いたしました。この点につきましては或る程度抽象的には部分的にすでに御説明いたしました点もございしますが、更にこの機会に繰返して申し上げますと、一先ず御質問の内容をいたしまして、一つは取引高税の当初の収入見込額二百七十億円というものを、一つの何と申しますか、標準にいたしますと、それに比較して余りにも二十億といふのは少な過ぎるにやなからうか。こ

ういう御意見のように拜承いたしました。この点につきましては或る程度抽象的には部分的にすでに御説明いたしました点もございしますが、更にこの機会に繰返して申し上げますと、一先ず御質問の内容をいたしまして、一つは取引高税の当初の収入見込額二百七十億円というものを、一つの何と申しますか、標準にいたしますと、それに比較して余りにも二十億といふのは少な過ぎるにやなからうか。こ

ういう御意見のように拜承いたしました。この点につきましては或る程度抽象的には部分的にすでに御説明いたしました点もございしますが、更にこの機会に繰返して申し上げますと、一先ず御質問の内容をいたしまして、一つは取引高税の当初の収入見込額二百七十億円というものを、一つの何と申しますか、標準にいたしますと、それに比較して余りにも二十億といふのは少な過ぎるにやなからうか。こ

ういう御意見のように拜承いたしました。この点につきましては或る程度抽象的には部分的にすでに御説明いたしました点もございしますが、更にこの機会に繰返して申し上げますと、一先ず御質問の内容をいたしまして、一つは取引高税の当初の収入見込額二百七十億円というものを、一つの何と申しますか、標準にいたしますと、それに比較して余りにも二十億といふのは少な過ぎるにやなからうか。こ

ういう御意見のように拜承いたしました。この点につきましては或る程度抽象的には部分的にすでに御説明いたしました点もございしますが、更にこの機会に繰返して申し上げますと、一先ず御質問の内容をいたしまして、一つは取引高税の当初の収入見込額二百七十億円というものを、一つの何と申しますか、標準にいたしますと、それに比較して余りにも二十億といふのは少な過ぎるにやなからうか。こ

ういう御意見のように拜承いたしました。この点につきましては或る程度抽象的には部分的にすでに御説明いたしました点もございしますが、更にこの機会に繰返して申し上げますと、一先ず御質問の内容をいたしまして、一つは取引高税の当初の収入見込額二百七十億円というものを、一つの何と申しますか、標準にいたしますと、それに比較して余りにも二十億といふのは少な過ぎるにやなからうか。こ

ういう御意見のように拜承いたしました。この点につきましては或る程度抽象的には部分的にすでに御説明いたしました点もございしますが、更にこの機会に繰返して申し上げますと、一先ず御質問の内容をいたしまして、一つは取引高税の当初の収入見込額二百七十億円というものを、一つの何と申しますか、標準にいたしますと、それに比較して余りにも二十億といふのは少な過ぎるにやなからうか。こ

ういう御意見のように拜承いたしました。この点につきましては或る程度抽象的には部分的にすでに御説明いたしました点もございしますが、更にこの機会に繰返して申し上げますと、一先ず御質問の内容をいたしまして、一つは取引高税の当初の収入見込額二百七十億円というものを、一つの何と申しますか、標準にいたしますと、それに比較して余りにも二十億といふのは少な過ぎるにやなからうか。こ

ういう御意見のように拜承いたしました。この点につきましては或る程度抽象的には部分的にすでに御説明いたしました点もございしますが、更にこの機会に繰返して申し上げますと、一先ず御質問の内容をいたしまして、一つは取引高税の当初の収入見込額二百七十億円というものを、一つの何と申しますか、標準にいたしますと、それに比較して余りにも二十億といふのは少な過ぎるにやなからうか。こ

ういう御意見のように拜承いたしました。この点につきましては或る程度抽象的には部分的にすでに御説明いたしました点もございしますが、更にこの機会に繰返して申し上げますと、一先ず御質問の内容をいたしまして、一つは取引高税の当初の収入見込額二百七十億円というものを、一つの何と申しますか、標準にいたしますと、それに比較して余りにも二十億といふのは少な過ぎるにやなからうか。こ

でそれ〴〵課税されるというふうな仕組に考へておりません。従ひまして、例えば石炭なら石炭というものをとつて参りますと、石炭として課税されます場合はただ一回でございします。同じ石炭につきまして二回以上課税されるというふうなことは、途中で販賣業者がたとい介在いたします場合にございしても、本法では予期してございせんし、又法制上取れる建前になつておりません。それが第二点であります。

第三点は、これは實際の割当を受けました数量、その金額の百分の一といふふうな考へておりますので、或る年度の生産額といふものとは多少實際の割当が時期的にズレるというふうな点から、むしろ現在のごとく生産が逐次上昇過程にあります場合には、例えば二十三年度の生産額といふものを標準に考へますと、やや低く目に出て來るという点が考へられると思ふのでございします。それから第四点でございます。これは相當大きな要素になると存じますが、今回予定しております手数料は需業者から徴収するのであります。國が需業者である場合、例えば鉄道会計、通信会計その他各事業会計がございしますが、そういうものが需業者の場合には、これは徴収いたしません。尙特別調達も除外いたす予定にしております。特別調達では御承知のように進駐軍關係の物資を相當包括的に取扱つております。その關係で物資の對象にもよりませんが、相當廣範圍のものが本法の對象から除外される、かようなことになりまして、以上四

点ばかり抽象的に申し上げましたが、かような点からいたしまして、必ずしもその多額の収益を挙げるわけに參らな

い。それ〴〵課税されるというふうな仕組に考へておりません。従ひまして、例えば石炭なら石炭というものをとつて参りますと、石炭として課税されます場合はただ一回でございします。同じ石炭につきまして二回以上課税されるというふうなことは、途中で販賣業者がたとい介在いたします場合にございしても、本法では予期してございせんし、又法制上取れる建前になつておりません。それが第二点であります。

第三点は、これは實際の割当を受けました数量、その金額の百分の一といふふうな考へておりますので、或る年度の生産額といふものとは多少實際の割当が時期的にズレるというふうな点から、むしろ現在のごとく生産が逐次上昇過程にあります場合には、例えば二十三年度の生産額といふものを標準に考へますと、やや低く目に出て來るという点が考へられると思ふのでございします。それから第四点でございます。これは相當大きな要素になると存じますが、今回予定しております手数料は需業者から徴収するのであります。國が需業者である場合、例えば鉄道会計、通信会計その他各事業会計がございしますが、そういうものが需業者の場合には、これは徴収いたしません。尙特別調達も除外いたす予定にしております。特別調達では御承知のように進駐軍關係の物資を相當包括的に取扱つております。その關係で物資の對象にもよりませんが、相當廣範圍のものが本法の對象から除外される、かようなことになりまして、以上四

点ばかり抽象的に申し上げましたが、かような点からいたしまして、必ずしもその多額の収益を挙げるわけに參らな

い。それ〴〵課税されるというふうな仕組に考へておりません。従ひまして、例えば石炭なら石炭というものをとつて参りますと、石炭として課税されます場合はただ一回でございします。同じ石炭につきまして二回以上課税されるというふうなことは、途中で販賣業者がたとい介在いたします場合にございしても、本法では予期してございせんし、又法制上取れる建前になつておりません。それが第二点であります。

第三点は、これは實際の割当を受けました数量、その金額の百分の一といふふうな考へておりますので、或る年度の生産額といふものとは多少實際の割当が時期的にズレるというふうな点から、むしろ現在のごとく生産が逐次上昇過程にあります場合には、例えば二十三年度の生産額といふものを標準に考へますと、やや低く目に出て來るという点が考へられると思ふのでございします。それから第四点でございます。これは相當大きな要素になると存じますが、今回予定しております手数料は需業者から徴収するのであります。國が需業者である場合、例えば鉄道会計、通信会計その他各事業会計がございしますが、そういうものが需業者の場合には、これは徴収いたしません。尙特別調達も除外いたす予定にしております。特別調達では御承知のように進駐軍關係の物資を相當包括的に取扱つております。その關係で物資の對象にもよりませんが、相當廣範圍のものが本法の對象から除外される、かようなことになりまして、以上四

点ばかり抽象的に申し上げましたが、かような点からいたしまして、必ずしもその多額の収益を挙げるわけに參らな

いのであります。只今申し上げました官

字は何々に対して幾ら、何々に対して

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

です。けれども、我々はその点につい

用としてどれくらいのもが除かれ

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

指定生産資材の総額の約四分の一とい

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

いは特別調達用として除外されるわ

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

けであります。そういつた関係で、歳

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

入いたしました二十億が殆んど、

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

何と申しますか精一ぱいというところ

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

でございます。所管でございします

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

安定本部当局、それから商工省当局に

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

おきまして、突のところはどうか

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

十億取れるか取れないか突は心配だ

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

いうふうなことを率直に申しております

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

二十億以上に相当巨額のもが徴収で

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

きるといふことは、只今私共としまし

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

ては到底望み得ないのではなからうか

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

と、かように考えております。

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

それから昨年でございましたが、御

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

質問に出ておりましたので、この際併

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

せてお答えいたしたいと存じますが、

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

一、百分が従来の統制団体その他の取つ

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

ておりましたものよりも負担が大きくな

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

りはないか、こういう御質問がござ

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

いました。この点取調べましたが、大

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

体は従来は通じまして二、乃至、高

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

いものでございまして五、乃至、一

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

以下のものもあつたかと存じますが、

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

全体を達観しますれば従来二、乃至

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

五、乃至、一、の負担といふものはそれより

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

も以上の負担になることはない、か

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

うに考へておる次第であります。

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

○山田佐一君 只今の御説明はいわ

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

る抽象的でありまして、御当局とし

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

は大体基礎を現わして貰うというこ

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

が私は本当だと思ひます。二十億の

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 御異議ないと思

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

【委員(黒田英雄)】 多数と認めま

ということになるのであろう、そうあらしめるように努力したい、かように考へておる次第であります。

○栗山重夫君　そういたしますと、大臣の考へ方は非常に希望の氣持を持つて、この税がうまく行くようにお考へになつておるようでありますが、これこそ段々と最終末端の取引に行く程、いわゆる零細になればなる程きびしくなりまして、いわゆる大口の方が恐らく私は脱税の對象として取上げられて來なければならぬと思ふ、そして正直者が結局は馬鹿を見るような、闇の問題と同じようなことが必ずず税の上で起きて來る、私共が取引高税を、中間的な段階を反對するものもここに大きな理由があるわけでありますが、そういうしたことによつて、この前の御答弁と今日の御答弁と殆んど同じであります、結局具體的なものも少し突込んだ対策は立ってなつていない、こういう工合に承知してよろしいでございますか。

○國務大臣(北村徳太郎君)　これは今日まで日本でやつたことのない例でありまして、これから経験するわけでございますが、外の國でやつてゐる例等も十分に検討いたしております。それから又これは例えは末端において初めて非常に多くなるといふような御言明でございますけれども、そういう末端であるか或いは最初のところであるか、どこにしても段階の中の一個が脱落すると、全体が直ぐ分るといふところに、先程申上げたこの税の妙味がある、在外捕提ができるというように私共は考へておるのでありまして、かような意味において、これは物の流れ方の秩序というものが立つといふような

効果も期待できる。又そうしないと、ただもう税を取ればよいといふた考へ方ではいけないのでありまして、このことがやはり所得税等と相俟つて全体の適正化を圖るといふような意味でないと、今回の新しい税の創設の意義を失ふ、可なりものを失ふ、かように思ひます。さように努力をする、こういう覚悟を持つておる次第であります。

○木村福八郎君　取引高税について一つ伺ひたいのですが、この取引高税は二十三年度の予算の編成の建前と矛盾するのではないかと申すのです、それは二十三年度予算はいわゆる均衡予算といふことを目標にしておるといふことは政府も夙に言つておることでありまして、併し段々説明を聞きますと、取引高税を設置した目的が、インフレ下においての税としては、直接税よりも間接税の方が税が派山取れ、そうしてより公平である、こういうふうにして説明されておつて、インフレを予定したところの、インフレを承認したところの税なんでありまして、取引高税といふものは、そうしますと、この予算案と均衡財政といふものの、均衡予算といふものを全く矛盾しておると思ふのです。インフレを予定しておるが、インフレ下であるから、又今後インフレになるから、そういう下では、こういう間接税でなければ十分には捕提できない、安当でないといふ建前になつておられます。その点は予算の建前では矛盾しておると思ふが、この点については、大蔵大臣はどういうふうにお考へでしようか。

○國務大臣(北村徳太郎君)　必ずしもさように考へておりませんのでありまして、ただどなたかの御質問の中に、大体直接税本位で行くべきじゃないかといふような御議論もございまして、これは私は極くノーマルの状態のときには当然であると思ひますが、今のようには不安定な経済の状態のときには、直接税一本ではなからず、税の捕提が困難であるから、従つて間接税と同じ時にやはり起り得るの止むを得ないといふことを申上げたことがある、それだけでございまして、インフレを承認するとか承認せんとかいうことではなくして、現実の面においてインフレがあるといふことは蔽うべからざる事実でございますが、これを取引高税によつて阻止できると無論思ひませんが、併し私共は今尚やアブノーマルの状態であるといふことは認めなければならぬので、かような状態のときに所得税の一本の税体系では不完全であるといふ意味から、所得を捕提するには所得全体の適正化を圖るといふことで、直接税、間接税と相俟つて行くといふことが現下の一つの施策である、かように考へておることを曾て申上げたことがあるのであります。

○木村福八郎君　その点單に取引高税だけでないものであります、今回の税制改革を貫く精神、これは今度の税制改革は結局インフレを容認し、インフレを見忍しておる、又今度の予算の建前は均衡予算と言ひながら、本當の意味では均衡予算、それからインフレをこれで抑止して行く或いは收束して行くといふ建前の予算でなければならぬに拘わらず、それでなければ均衡予算とか實質的な健全財政とかいふな

と、今度の税制改革全体の方針が今度の財政の建前と全く矛盾しておる。本當にインフレを阻止し或いは健全財政を貫いて行くといふ建前になつていない。これは従つて今度の税制改革といふものは画期的なものだと思ふのです、それはむしろインフレを容認し促進するといふ建前になつておると思ひます。大蔵大臣が現在まあインフレがあるから止むを得ないと言ひますけれども、それでは今の取引高税といふもの設定の根本の趣旨が、インフレを予想して又予定して設定しておるから、その点はどうも矛盾しておるよ

の他の方々が、關利得をそのままにしておいては悪いじやないか、何とかしてこれを捕提せよと言われることにも役立つであらう。この点に期待しておるといふことは先程申上げた通りであります。

○木村福八郎君　只今社会党が主張しておるような關利得、インフレ利得を捕えるのに役立つといふお話ですが、これは我々はその言葉は承服できません。それはこの税制を実施してみればよく分ると思ふのですが、恐らく大蔵大臣の言われるように、これが關利得、インフレ利得を本當に捕提し得る程度にこの税が実施されれば、恐らく中小業者その他の營業所得に、或いは事業所得に、そういうものが完全に捕提されるということになつて、そうしますと、勤勞所得税におけるごくごく弾力性がなくなつて來て、そういう場合には勤勞所得税における勤勞控除といふものがあるが、そういう控除をしなければなり切なくなつて來なつて、必死になつて脱税を圖り、その捕提を困難ならしめて行く、そういうふうには我々は反對に考へておる。その点大蔵大臣は或る程理論的には、今の所得は營業所得、業主所得に偏在しておるのですから、そういう意味では一應取引高税を掛ければ、本當に捕提できればそういう關利得の捕提に役立つ筈ですが、實際においては私は逆ではないか、そういう点を心配しておるのです。我々の主張するときは關利得、インフレ利得を本當に捕提するには今の税務機構では絶対駄目である、もう税務機構は殆んど破綻に瀕しておるのです、インフレ下において

は如何にその所得から捕提しようと思つてもできない、結局最後には本當にこれを捕提するには、通貨措置を講じなければ本當に正確にこれは捕提できない、そういうふうに考へておるのであります。どうも大蔵大臣は余りにその点は樂觀されておるのではない。現実には捕提し得る程程それは非常な多額に税になる、そういうふうに我々は考へられるのですが、この点大蔵大臣は少し樂觀し過ぎておるのではないかと考へるのですが、御意見は如何でしょうか。

○國務大臣(北村徳太郎君) まあ結局見解の相違ということになると思うのですが、關稅得を徹底的に捕提するには、成る程通貨措置をやればこれは完全に行く。併しそのことから因つて來たる害と利と併せ考へますと、私はやはり不徹底の嫌いはあつても、この程度の税制を以て運用よろしきを得れば、今までよりも逸脱しておつたものを捕提する効果があるという点をまあ確信を持つておるのであります。それから稅務機構のことも言及せられたのであります。これは度々申上げましたように、非常に體質共にもう少し増強しなければなりませんので、その方は着々やつております。具體的にはいろいろまあやりつつありますが、その点も御承願したいと思つております。

○西川五郎君 先般來の取引稅の問題についてよく外國の例を採られておるのでありますが、アメリカの例を採りますと……

○委員(黒田英雄君) 西川君、よく聞えないから、立つてやつて下さい。

○西川五郎君 先ず第一にマージン

の問題であります。これをアメリカにおいて取引高稅をやつておるといふことでありますが、アメリカのマージンというものは最近二割五分から五割五分、大体平均三七割くらいになつておるやうであります。又英國に至つても殆んど同じやうな率のマージンを取つておるのであります。これは小賣の場合であります。又これと同様にコールセルにおきましてもつとマージンが相當なものがありまして、これを日本の統制品の國のものに對照いたしますと、日本におきましては小賣の方において大体一五割から最高が二五割であります。そうして日本の小賣を分解いたしますと、經費が……、いや、ロスとかデッド・ストック、或いは万引の計數を取りますと、四割から五割というやうな數字が出るのでございませう。そういういたしますと、これに對して經費がそのスペースの關係で、或いは場所の關係で、一割五分から一割三分というやうな關係になつております。これだけ實際のマージンが違つておるのでありますから、この取引高稅をアメリカでやつておるから日本でもいいということ、果していいのであらうかというところは、果していいのであるやうかということが言えるのであります。その点につきまして、この場合にマージンが少なくて、そこにロスのパーセンテージが出て参りまして、結局本當のマージンが少いために、却つてここに價格違反とか或いは横流しとかいふやうなものが出て來るのでないかというやうな懸念があるのをごさいます。この点について外國の例をお探りになつたお考え方から見て、日本における取引高稅に対するお考え方を御説明願いたいと思つております。

○國務大臣(北村徳太郎君) これはまあ西川さんが却つて御専門かも知れませんが、アメリカの或る州でやつておるといふのと、ドイツ、フランスでやつておると、これは無論國情が違ひますし、多少の参考にする程度であります。日本でも經驗のないことではありますから、これはまあ実施してみてもいいやうな結果が來るか分らない、これは提案の際にも申上げたのでありますけれども、私は何と言いますか、これを運用よろしきを得ればそういう効果も期待できるということ、申上げたのであります。税そのものから申しますと、必ずしも好ましい税とは思つておりません。そのことは率直に申上げた通りであります。ただ運用よろしきを得れば先程申上げたやうな効果も期待できないことはない、こういう程度でございませう。それからマージンの違ひ等は、これは現に必ずやそうであると思つております。このことは例へばよく例に引かれますイギリスでは、國民所得の四割が租稅であるとか、アメリカでは二十何割が稅である、従つて日本のパーセンテージが低いというやうな考へ方は、これは實は内容を無視した話であつて、現に比較的安全消費財が手に入れられて生活ができる國柄と、それからどうして必要な消費財の相當高いものの占める割合が多い家計の生活等から考へまして、それと同様でありまして、これは單に参考にするという程度でありまして、どこでこやつておるから日本でもというやうな考へ方は持つておりませんつもりであります。

○西川五郎君 今のはそのまゝにいたしましたして、その次にこの取引高稅に掛かります第二條の四十種類であります。大体見ましてその半數は實は捕提できないものであると思ひます。例へばこの中で旅館を先ず例に取つて見ますと、旅館の公定價格というものには現在九十円になつております。それが修學旅行においても二百五十円、普通ですと五百円、高きは千円の旅館料を取るのであります。こういう場合には稅務當局としては果して取引高稅が取れるかという問題であります。この点について御回答を願ひたいと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 只今のお尋ねは、旅館業等公衆が出入りするといふよりも、まあ特定の客から一定の料金を受取るやうな場合におきまして、なか／＼勵行できないのじやないか、まあこういうお尋ねでございませう。その点は確かになか／＼難点だらうと私共考へておりますが、一方におきましては、印紙を使うということとを相當徹底いたしますということと、それから又印紙だけに依存いたしませんで、他方におきましては旅館の實際の收入、それを帳簿その他によりまして、必要なる場合におきましては更正決定という方法によりまして個々の取引を捕提するということの外に、或る期間を通じての全体の賣上金額を捕提する、かような方法もできることにいたしておるわけでありませう。そういう点になりますと、所得稅の課稅と兩々相俟ちまして、できるだけ適正を期しますならば、私は相當行き得るのじやないかと、かように考へておる次第であります。

○西川五郎君 實は先程申しました捕提しにくい營業は、私から見まして大体十七、八ありますが、先日主稅局長からおつしやいましたこの稅務官吏の數について、果してこれがうまく捉えられるかという問題であります。

○政府委員(平田敬一郎君) もう一度捕提して申上げますが、現在所得稅におきまして、年々收入といひますか、賣上げといひますか、それを推衡調査、實額調査、その他のいろいろ方法を用ひまして取調べております。これがなか／＼徹底を欠きまして、所得の調査がうまく行つてないといふことは、御指摘を受ける程のことではないのでございませう。この点につきましては、先程からも大臣からお話がありましたように、漸次稅務官吏も……昨年あたり採用いたしました、或いは一昨年あたり採用いたしました稅務官吏も漸次慣れて來るといふことに相成りますし、數から申しまして、全國におきましては現在五万人程の稅務官吏がおりますが、そのうち相當な經驗を持つた者がやはり一万人は十分いるという統計もございませう。この点は相當惡質な脱稅者と申しますか、如何にも明らかに漏れていゝといふやうな方面につきましては、實額調査等を勵行いたしますれば私は相當の徹底を期し得るのじやないか。まあ所得稅の課稅と兩々相俟ちまして遺憾なきを期したい、かように考へておる次第であります。

○西川五郎君 印紙をお貼りになるその印紙の御準備はできていますか。

○政府委員(平田敬一郎君) 目下印紙の型だけを作成いたしましたして、法案が通過次第印刷局で輪轉機を廻せば、九

という膨大な政府の出資になるのであります。これが一つにはインフレの因ともなり、又一つには非常な偏頗な金融になつて、中小工業等には余り廻つていない、こういうような点で非常な不満を持つておりますが、金融当局においても非常な御苦心をなさつておるようであります。併しながら、この復金の非常な欠陥というものは責任の所在が明らかでない、この復金のやり方についての責任の所在が非常にはつきりしていないというところは、二十何人もこの偉い委員が並んでおる、そうしてその最後の決というものは委員会において決める、こういうことであります。恐らく大蔵大臣、安本長官、商工大臣等は、この復金の大事を委員会にいつも出席しておられるのではないかと、こう思ふのであります。で、それは出席されないので、止むを得ざる非常な多忙の状態におられるので事実上そういう委員会に出られないのではないかと、併しながら表面上の責任は重要な委員として坐つておられる。そしてこの重要な大きな融資の探査がこの委員会において決定する。併しながら出ておられないのじやないか。私はこの点を非常に心配いたしますが、第一この委員会なるものでございませうと行かれるおつもりか、この点を一つ大蔵大臣にお伺いいたします。

○國務大臣(北村徳太郎君) 只今の御質問にお答えしたいと思ひます。非常に膨大な金額が偏つて出ておるといふような御意見であります。これは日本の工場生産の機構が殆んど破壊されてしまつて、これが回復を要するわけでありまして、これが回復は普通の金融機関ではできませんので、復金本来の

目的が一般金融機関でなし得ないこと、而も日本の経済復興のために必要な資金を供給するといふ点でありまして、日本の生産手段が如何に多く破壊されたかといふことが、復興の現在の投資額が非常に多いことと一致するわけでありまして、従ひまして普通の金融機関では到底できないことで、併しそれをやらなければ復興ができないといふことが本来の目的でございます。それから、中小工業の面に向ふ資金が少い、こうおつしやる点は、復金の元来の発生原因から申しまして止むを得ないのであります。併し中小企業部を設けて、その方面にも相当努力をいたしております。

それから第二点の現在の委員会をそのまま存置するかどうか。これは委員会が実は復興の運営の一つの大事な機関でございます。こういう民主的な方法によつてやるというふうなことを建前としていたしておりますので、委員会は常時開いて重要な問題を全部結了をいたしております。それから私が必ず出るかといふようなお尋ねであります。出たり出なんだりいたしております。止むを得ないときには出ております。但し電氣、石炭等の融資につきましては、別途復興委員会以外に、この炭酸融資或いは電氣関係の融資等の特殊な機関がございまして、これで十分に資料を集めて検討いたしました。それで、それらからこの委員会でも諮るといふような二段階でやつておるもので、この点は大体今までのところ過ちがなかつたように思ふのであります。

それから復興融資につきましては、復興インフレ等のことも出ますのであります。これは一部赤字金融を余儀なくされたのでありますけれども、今回の價格調整等によりまして、この赤字は一時回復して回収せられることになつておると思ひます。將來は赤字金融等ではございませぬ。これはインフレというより、日本の非常な生産を渴望しておるときに、生産への努力に向つて行くといふ、金融機関が一括に働くといふことは重要でございます。インフレにならない方法において十分の力を入れないならばならぬ。最近の事前の審査に余り頼り過ぎて、事後の監督が不十分であるといふ非難もございします。事後の監督についても最近是非常に力を入れております。大蔵省といつたにしても、復金の融資先の監督の場合に立会ひまして、相當に有能の経理、監査等に経験を持つ者を一緒にやりまして、段々検査をやつております。さういふ方向に向つてやつておりますので、これらの事後監督と相俟つて、現在の復興金融委員会といふものを一層適切なものに段々なるように、そういう方向に進めたい。この委員会を止めるかどうかといふお尋ねであります。それは止める考えはございせん。大体こういう方向で行きたいと考えております。

○松嶋喜作君 委員会を止めない。存続すると、こういう御答弁を得ました。復金金融庫の理事長及び副理事長が入つていない。これは非常な私は……大体この金融をやるにしまして、先ず以てその金融機関の長であり、副長であり、或いはその金融機関のボードである者が、全責任を負うてこそ初めて力があるに拘わらず、この大事な委員会に入つていないといふことは非常に奇異な感に打たれるのであります。結局段々先般からお尋ねして、この融資の責任と、若し大きな過ちのあるところの融資の責任は誰に帰するかといふことを段々伺つて行くと、結局行政上の大蔵大臣に帰すると、こういう御答弁でありました。大蔵大臣はそれ御同意かどうか知れませんが、これも、果して政府当局のおつしやるように、大蔵大臣が行政上の責任だけを持つといふことであれば、大臣が行政上の責任なんといふことは非常に軽い。私は大蔵の金を集めて、そうしてそれを事業に打ち込んで、それが誤りであるといふときに、行政上の責任なんといふ形式一片の責任でそれが済むものならば、非常に今後復金の運営といふものは無責任になる。こういう意味におきまして、是非とも私は大蔵省とか、安本とか、そういう行政の最高峰におられる方は飽くまでも責任をその当事者に取らせような機構をおとりになり、そういう行政上の最高の機関はこれを厳重に監督するといふ行き方がいいのではないかと申します。

それからもう一つ、復金の融資については、先般段々お伺いしますと、金は還つていない。貸した金は、借りた方ではこれを貰つたつもりでおるといふことを聞くのであります。それは果して事実かどうかは存じませんが、これも、政府のやるところの價格政策といふものは非常に時のメレがある、偏頗である、こういう關係上どうしても重要な産業を遂行して行く上には赤字が出る。この赤字を復興金融庫から

借りておる。値を上げると言ひながら値を上げないから、又値上げといつても、上げてその間に非常に時のギャップがある、こういうことで我々の責任ではない、これは政府の責任であるから、この赤字を借りて……借りるのは当然であるといふような考えであります。従ひまして、又政府が貸金、價格を上げると言つて、そのようにならなかつたり、又物が上つても予想した程の額が上らないといふことになれば、政府の與えたる印象、或いは大体において公約したようなことが履行されない、その結果は我々の責任ではない、従つてこれはもう返すことはせんでよいのだといふのであります。復興金融庫といふけれども金融といふ本来の精神でなくて、これはむしろ政府の財政的援助であるとか、或いは政府の價格補償であるとかいふたような意味の金を復金から融資されておる。これは誠に便利でありますけれども、諸外國の例を見ましても、政府或いは政治的に融資をする金融機関といふものは必ず没落しております。必ず倒れております。この意味におきまして、戦時中における戦時金融庫のごとく、又今日の復興金融庫のごときは、近き將來において倒産するであらうといふことに私は多分の懸念を持つておるのであります。そこで、ここで政府は止むを得ざる赤字金融をするようなことは、金融というふうな意味から切離して、別途復金は健全なる金融をやる部門と、財政の補正をやる、財政の援けをさすといふような部門については別途御考慮なさらないと、この復興金融庫といふものは、結局この政治的、財政的の負担に耐えかねて倒

りまして、これは一部赤字金融を余儀なくされたのでありますけれども、今回の價格調整等によりまして、この赤字は一時回復して回収せられることになつておると思ひます。將來は赤字金融等ではございませぬ。これはインフレというより、日本の非常な生産を渴望しておるときに、生産への努力に向つて行くといふ、金融機関が一括に働くといふことは重要でございます。インフレにならない方法において十分の力を入れないならばならぬ。最近の事前の審査に余り頼り過ぎて、事後の監督が不十分であるといふ非難もございします。事後の監督についても最近是非常に力を入れております。大蔵省といつたにしても、復金の融資先の監督の場合に立会ひまして、相當に有能の経理、監査等に経験を持つ者を一緒にやりまして、段々検査をやつております。さういふ方向に向つてやつておりますので、これらの事後監督と相俟つて、現在の復興金融委員会といふものを一層適切なものに段々なるように、そういう方向に進めたい。この委員会を止めるかどうかといふお尋ねであります。それは止める考えはございせん。大体こういう方向で行きたいと考えております。

めて力があるに拘わらず、この大事な委員会に入つていないといふことは非常に奇異な感に打たれるのであります。結局段々先般からお尋ねして、この融資の責任と、若し大きな過ちのあるところの融資の責任は誰に帰するかといふことを段々伺つて行くと、結局行政上の大蔵大臣に帰すると、こういう御答弁でありました。大蔵大臣はそれ御同意かどうか知れませんが、これも、果して政府当局のおつしやるように、大蔵大臣が行政上の責任だけを持つといふことであれば、大臣が行政上の責任なんといふことは非常に軽い。私は大蔵の金を集めて、そうしてそれを事業に打ち込んで、それが誤りであるといふときに、行政上の責任なんといふ形式一片の責任でそれが済むものならば、非常に今後復金の運営といふものは無責任になる。こういう意味におきまして、是非とも私は大蔵省とか、安本とか、そういう行政の最高峰におられる方は飽くまでも責任をその当事者に取らせような機構をおとりになり、そういう行政上の最高の機関はこれを厳重に監督するといふ行き方がいいのではないかと申します。

それからもう一つ、復金の融資については、先般段々お伺いしますと、金は還つていない。貸した金は、借りた方ではこれを貰つたつもりでおるといふことを聞くのであります。それは果して事実かどうかは存じませんが、これも、政府のやるところの價格政策といふものは非常に時のメレがある、偏頗である、こういう關係上どうしても重要な産業を遂行して行く上には赤字が出る。この赤字を復興金融庫から

借りておる。値を上げると言ひながら値を上げないから、又値上げといつても、上げてその間に非常に時のギャップがある、こういうことで我々の責任ではない、これは政府の責任であるから、この赤字を借りて……借りるのは当然であるといふような考えであります。従ひまして、又政府が貸金、價格を上げると言つて、そのようにならなかつたり、又物が上つても予想した程の額が上らないといふことになれば、政府の與えたる印象、或いは大体において公約したようなことが履行されない、その結果は我々の責任ではない、従つてこれはもう返すことはせんでよいのだといふのであります。復興金融庫といふけれども金融といふ本来の精神でなくて、これはむしろ政府の財政的援助であるとか、或いは政府の價格補償であるとかいふたような意味の金を復金から融資されておる。これは誠に便利でありますけれども、諸外國の例を見ましても、政府或いは政治的に融資をする金融機関といふものは必ず没落しております。必ず倒れております。この意味におきまして、戦時中における戦時金融庫のごとく、又今日の復興金融庫のごときは、近き將來において倒産するであらうといふことに私は多分の懸念を持つておるのであります。そこで、ここで政府は止むを得ざる赤字金融をするようなことは、金融というふうな意味から切離して、別途復金は健全なる金融をやる部門と、財政の補正をやる、財政の援けをさすといふような部門については別途御考慮なさらないと、この復興金融庫といふものは、結局この政治的、財政的の負担に耐えかねて倒

りまして、これは一部赤字金融を余儀なくされたのでありますけれども、今回の價格調整等によりまして、この赤字は一時回復して回収せられることになつておると思ひます。將來は赤字金融等ではございませぬ。これはインフレというより、日本の非常な生産を渴望しておるときに、生産への努力に向つて行くといふ、金融機関が一括に働くといふことは重要でございます。インフレにならない方法において十分の力を入れないならばならぬ。最近の事前の審査に余り頼り過ぎて、事後の監督が不十分であるといふ非難もございします。事後の監督についても最近是非常に力を入れております。大蔵省といつたにしても、復金の融資先の監督の場合に立会ひまして、相當に有能の経理、監査等に経験を持つ者を一緒にやりまして、段々検査をやつております。さういふ方向に向つてやつておりますので、これらの事後監督と相俟つて、現在の復興金融委員会といふものを一層適切なものに段々なるように、そういう方向に進めたい。この委員会を止めるかどうかといふお尋ねであります。それは止める考えはございせん。大体こういう方向で行きたいと考えております。

それからもう一つ、復金の融資については、先般段々お伺いしますと、金は還つていない。貸した金は、借りた方ではこれを貰つたつもりでおるといふことを聞くのであります。それは果して事実かどうかは存じませんが、これも、政府のやるところの價格政策といふものは非常に時のメレがある、偏頗である、こういう關係上どうしても重要な産業を遂行して行く上には赤字が出る。この赤字を復興金融庫から

借りておる。値を上げると言ひながら値を上げないから、又値上げといつても、上げてその間に非常に時のギャップがある、こういうことで我々の責任ではない、これは政府の責任であるから、この赤字を借りて……借りるのは当然であるといふような考えであります。従ひまして、又政府が貸金、價格を上げると言つて、そのようにならなかつたり、又物が上つても予想した程の額が上らないといふことになれば、政府の與えたる印象、或いは大体において公約したようなことが履行されない、その結果は我々の責任ではない、従つてこれはもう返すことはせんでよいのだといふのであります。復興金融庫といふけれども金融といふ本来の精神でなくて、これはむしろ政府の財政的援助であるとか、或いは政府の價格補償であるとかいふたような意味の金を復金から融資されておる。これは誠に便利でありますけれども、諸外國の例を見ましても、政府或いは政治的に融資をする金融機関といふものは必ず没落しております。必ず倒れております。この意味におきまして、戦時中における戦時金融庫のごとく、又今日の復興金融庫のごときは、近き將來において倒産するであらうといふことに私は多分の懸念を持つておるのであります。そこで、ここで政府は止むを得ざる赤字金融をするようなことは、金融というふうな意味から切離して、別途復金は健全なる金融をやる部門と、財政の補正をやる、財政の援けをさすといふような部門については別途御考慮なさらないと、この復興金融庫といふものは、結局この政治的、財政的の負担に耐えかねて倒

れるであらう。そのときに非常に健全な分子と不健全な分子と混同して、財界或いは又経済界は非常なショックを受けるであらうということを心配します。この意味におきまして、大蔵大臣は將來どこまでも財政或いは政府の補助的の金融、或いはその他借入れた金を以て健全なる再生産に向う、そういう純金融とをお分けになる御意思はあります。その点を伺いたいと思います。

○國務大臣(北村徳太郎君) お尋ねの第一点は、私は復興金融庫というものを普通の金融理論に当嵌める正常な機関であるかというところが第一点。これは私さうなものは思っておりません。これは臨時の施設でありますし、日本の経済復興のために普通銀行ではやれないことで、而も復興のために必要なものを出すという建前としてできた機関でございますから、一般金融機関のごとく、自己安全のために安全率を先ず考へるということに避けなければならぬ必要がある。又普通金融機関のごとく自己利潤を求めるというふうな、利潤などというものを一應放棄しなければならぬという場合もある。これは國の復興のために必要である。利子は高いけれども尚やらなければならぬというふうな投資をするためにできた機関でございますから、一般の普通金融理論を行使するというわけには行かない。併しながら債務がある以上は返さなくてはよいという債務があるべき筈はございません。従つて復金においても只今回収については努力いたしております。回収率が早い遅いというふうなことを考へましたのでは普通金融機関と同一になります。

さうなことはございせんけれども、これは回収については、苟くも國民の油汗で仕事をして増資に増資を重ねて来たものでありまして、國の復興のために必要なあいつりリスクの高い仕事をやつておる場合に回収に努力することは当然であります。これについては衆議院、参議院の財政及び金融委員会等にはばく、いさゝか有力な御意見がออกมาして、私共も回収の方面に可なり努力いたしております。これは後程或いは必要がございすならば数字を以て申上げてよろしいのでございすが、回収率は漸次よくなりつつあるという点は、一つ御了承願ひたいと思ひます。

それから第二点は、復興金融庫の理事、副理事長が復興金融庫委員会の委員じやないということはどういうわけだ、こゝういふ御質問であつたと思ひます。これは私共の見解では、政府の建前、現在のこの復興金融庫法の理論から申しますと、復興金融庫委員会は一つの貸出等について意思決定する機関であるが、同時に現在執行機関に對しては監督の地位にある。従つて混淆を避けるために、復金の理事、副理事長はオブザーバーとして出るけれども、むしろ復興金融庫委員会の監督下にあるものであり、かような關係において成立いたしております。従つて委員にはいたしておりません。併しオブザーバーとして出て、いさゝか必要な発言を求めておる、かような見解に立つております。

それから赤字金融のことでございますが、これはもうどうしても赤字金融は一應これはインフレの原因になる、私共が生産のために出すものは、時間のズレはありましても、必ずしもこれはインフレになると思ひませんけれども、赤字金融については嚴にこれは戒めなければならぬ。併し今の段階においては、價格政策等において俄かに價格を吊上げて、さうして直ぐ持つて行くわけに行きませんから、その場合においてこれを金融させる。併しこれは價格の修正があつたときに決済をさせて、さうして整理を付けて行くというふうな考え方をいたしておるのであります。さういふ考えから復金の金は返ささんでもいいのだという印象を與へることは絶対避けたいと思ひます。その他これについてはいろいろ問題がございすので、できるだけ厳正に監督し、又融資先に対する監督を先程申上げますように極力いたして行きたい。かように考へておるのであります。

○松嶋善作君 もう一言伺ひたいのですが……。
○委員(黒田英雄君) 簡単に願ひます。
○松嶋善作君 極く簡単に……。今の話で理事、副理事長は委員に入れない。それは先ず執行の機関には大蔵省その他の方で監督をするというお話であります。それ以下の部長とがそういう人が委員会幹事会に入つてゐるんです。これは理事、副理事長がいらんで、その下の者が入つておるのは徹底を欠いておるのじやないか、かように思ひます。どちらでもいいが、私はむしろ委員の中に理事、副理事長をお入れになつて、さうして行かれた方がいじやないか、若し入れられないで、ただ執行のみに置いておくといいことなら、その理事、副理事長以下の者をやはりお入れにならんという方が徹底するのじやないかと思ひます。

○委員(黒田英雄君) 板谷運輸委員長より発言を求められておりますからお許しいたします。
○委員(板谷運輸委員長) 時間も切迫しておりますから極めて簡単に伺ひます。私は復興金融庫が創設された時分に、その衝に當りましていろいろ論議したのであります。只今大臣お話の通り、復金の目的は、一般の金融機関から融通の受けられない困難な事情の場合に貸せる、これが目的である。これは大臣の只今のお話の通りであります。そこでその衝に當る者、或いは委員会に列席する者は清廉潔白の者でなければいけない。恐らくは日本の復興のために困難な事業に充てるということになればいろいろの弊害が起る、弊害が起るからいづゆる人選については十分注意せねばならぬということをその際忠告しておいたのであります。

○國務大臣(北村徳太郎君) お尋ねの第一点は、私は復興金融庫というものを普通の金融理論に当嵌める正常な機関であるかというところが第一点。これは私さうなものは思っておりません。これは臨時の施設でありますし、日本の経済復興のために普通銀行ではやれないことで、而も復興のために必要なものを出すという建前としてできた機関でございますから、一般金融機関のごとく、自己安全のために安全率を先ず考へるということに避けなければならぬ必要がある。又普通金融機関のごとく自己利潤を求めるというふうな、利潤などというものを一應放棄しなければならぬという場合もある。これは國の復興のために必要である。利子は高いけれども尚やらなければならぬというふうな投資をするためにできた機関でございますから、一般の普通金融理論を行使するというわけには行かない。併しながら債務がある以上は返さなくてはよいという債務があるべき筈はございません。従つて復金においても只今回収については努力いたしております。回収率が早い遅いというふうなことを考へましたのでは普通金融機関と同一になります。

それから赤字金融のことでございますが、これはもうどうしても赤字金融は一應これはインフレの原因になる、私共が生産のために出すものは、時間のズレはありましても、必ずしもこれはインフレになると思ひませんけれども、赤字金融については嚴にこれは戒めなければならぬ。併し今の段階においては、價格政策等において俄かに價格を吊上げて、さうして直ぐ持つて行くわけに行きませんから、その場合においてこれを金融させる。併しこれは價格の修正があつたときに決済をさせて、さうして整理を付けて行くというふうな考え方をいたしておるのであります。さういふ考えから復金の金は返ささんでもいいのだという印象を與へることは絶対避けたいと思ひます。その他これについてはいろいろ問題がございすので、できるだけ厳正に監督し、又融資先に対する監督を先程申上げますように極力いたして行きたい。かように考へておるのであります。

○松嶋善作君 もう一言伺ひたいのですが……。
○委員(黒田英雄君) 簡単に願ひます。
○松嶋善作君 極く簡単に……。今の話で理事、副理事長は委員に入れない。それは先ず執行の機関には大蔵省その他の方で監督をするというお話であります。それ以下の部長とがそういう人が委員会幹事会に入つてゐるんです。これは理事、副理事長がいらんで、その下の者が入つておるのは徹底を欠いておるのじやないか、かように思ひます。どちらでもいいが、私はむしろ委員の中に理事、副理事長をお入れになつて、さうして行かれた方がいじやないか、若し入れられないで、ただ執行のみに置いておくといいことなら、その理事、副理事長以下の者をやはりお入れにならんという方が徹底するのじやないかと思ひます。

○委員(黒田英雄君) 板谷運輸委員長より発言を求められておりますからお許しいたします。
○委員(板谷運輸委員長) 時間も切迫しておりますから極めて簡単に伺ひます。私は復興金融庫が創設された時分に、その衝に當りましていろいろ論議したのであります。只今大臣お話の通り、復金の目的は、一般の金融機関から融通の受けられない困難な事情の場合に貸せる、これが目的である。これは大臣の只今のお話の通りであります。そこでその衝に當る者、或いは委員会に列席する者は清廉潔白の者でなければいけない。恐らくは日本の復興のために困難な事業に充てるということになればいろいろの弊害が起る、弊害が起るからいづゆる人選については十分注意せねばならぬということをその際忠告しておいたのであります。

○委員(黒田英雄君) 板谷運輸委員長より発言を求められておりますからお許しいたします。
○委員(板谷運輸委員長) 時間も切迫しておりますから極めて簡単に伺ひます。私は復興金融庫が創設された時分に、その衝に當りましていろいろ論議したのであります。只今大臣お話の通り、復金の目的は、一般の金融機関から融通の受けられない困難な事情の場合に貸せる、これが目的である。これは大臣の只今のお話の通りであります。そこでその衝に當る者、或いは委員会に列席する者は清廉潔白の者でなければいけない。恐らくは日本の復興のために困難な事業に充てるということになればいろいろの弊害が起る、弊害が起るからいづゆる人選については十分注意せねばならぬということをその際忠告しておいたのであります。

ところが、最近におけるところの委員会が、或いは大臣その他の委員でありながら出席をなさらないという点で、取決めに於いて困難な点があるように私は考えるのでありますが、これは別問題といたしまして、この度石炭を二倍以上に値上げをなすつた、この点につきましては安本長官は運搬費が二〇%掛かるという点に意味を置いて、これが値上率の理由になつておる。ところが實際國鉄が負担するのは、三倍半の値上といつたしまして五%である。そこで最近炭鉱における状況を調べてみますると、中炭炭鉱は現在の価格であつても相当の利益を挙げておる、これは確かでありまして、ところが、大炭炭鉱が赤字が続いておるというの、どういふところに原因があるかといへば、即ち企業者側が他力本願で、現に復興金融庫から殆んど三百億の金を借りておるという点で、関係において、企業者がみずから進んで創意工夫をして産業の合理化を図るという点に欠けておる、これは事實であります。一面又労働者が拘束八時間といつても、實際においては四、五時間より働いておらんという点で、その結果赤字が出る、赤字が出る関係において、或いは又復金が貸金を回収する上での目的においてこの二倍以上の値上げをするという点の根拠、その根拠がどこにあるか一つ御説明をお願いいたします。

○國務大臣(北村徳太郎君) 炭價決定の根拠につきましては、甚だ残念ですが、けれども今私資料を持ちませんので、これは安本或いは物價廳からお答え申上げることと思ひますので、暫く留保

いたしたいと思ひます。

○委員外議員(板谷順助君) 私はとにかく石炭その他の基礎産業が御承知の通り二倍以上の値上げをする、或いは一般の物價が七、八割も上るといふような結果、御承知の通りそれで済めばよろしいけれども、或いは物價に非常に影響しておる、恐らくは、例えば米の需のときも二百三十円であつたものが二百五十六円に上つておる、今日においては三百円になつておる。又政府においては必ず物價の改訂をするだらうといふところから、手許に持つておるものは賣り惜んでおるといふような状態が來ておる。その關係におきまして、いわゆる勤労者は勿論のこと一般國民は、今日インフレの結果物價の高いために賃金の値上げ或いは又非常に生活に困難を來しておるのであります。が、これに對して大蔵大臣は如何なる所見をお持ちになつておるか、この点を伺ひたい。

○國務大臣(北村徳太郎君) 復金との金融の關係について御答弁を申上げます。今のことに於いては先程御答弁申上げた中にも申したのでありますが、赤字金融はどうしても避けなければならぬという点で極力避けたい。ただ政府の價格政策等のために一時止むを得ざる金融をするといふことは今までのつたのでありますが、これも價格政策というもののやり方を変えなければならぬといふ只今のお説は私も極めて同感でございます。さういふことのたに復金が負担をするといふことは極力避けなければならぬ。それ自体が又インフレの一つの促進になるというより考へ方から、財政當局としては只

今お説のごとくにさういふものは避けたい、かように考へております。

それから物價面のことでありまして、これは石炭價格の決定の根拠と同様でありまして、この点についてはやはり物價廳で専らやつておりますので、只今私に資料を持ちませんので、これは適當な機会に物價廳方面より資料を以て確實に申上げた方がよいと思ひますから、さうに御了承をお願いいたします。

○委員外議員(板谷順助君) 尙伺いたすまいと言われまして、資料の持合せがりますから、他の委員諸君に御迷惑と思ひますからこれと止めさせていただきます。

○委員外議員(黒田英雄君) 復興金融庫法の一部を改正する法律案についてはもう御質疑はございませんか。御質疑がなければこれより討論に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員外議員(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。これより討論に入ります。御意見のおありの方は述べをお願いいたします。

○松崎重作君 この原案には賛成いたします。但し運営については現在の形式は無責任に陥り易い弊があるといふので、もう少し責任を確立するといふような機構に機會を見て変えて頂きたい。それから赤字金融とか、或いは價格補給といった政府補給に類するようになすといふ金融は別個に考へて頂きたい。必ずしも利潤などという贅沢なことは復金に望むところではございませんけれども、千億以上の金を貸して、それが危ないといふようなことに陥れば、これは國民全体として由々しき負担になりますから、私はこれははつきりして、借りたものは返すという機構と仕組にやつて頂きたい。それから特殊の金融機關と雖も僅か一割七分ぐらいの中小工業でなしに、もう少し大幅に……中小金融といふものは、えて社會主義政策的な金融でありますから、復興金融庫等においてやられるのに最もふさわしい資金の性質であると考へますから、復興金融庫は中小工業に尙一段の力を入れて頂きたい。かような希望を申しまして、この案に賛成する者であります。

○中西功君 僕はこの法案に反対いたします。私が復興金融庫法のこの増資に對して反対したのは今だけでないものであります。この前も或いはこの前々回からも非常にはつきりした形で、我々は今のやうな復興金融庫の仕方に対しては反対をした。その意見は私申しません。併し私達がさういふ点について復金の融資の仕方や、その内容について指摘したことは、その後

の現実に於いてはつきりと証明されて來ておると思ひます。今日衆議院の不當財産委員会で、この復金の問題が問題になつており、さうしていろいろの事實が事實として出て來ておるのであります。昭和電工の問題が事実上どういふふうになるか、最後の結論は或いはまだ出ていないかも知れませんが、さうしたことを私達が今まで指摘したことを示す大きな事実の一つに数えることができるのではないかと考へております。さういふ意味におきまして、我々共産党が早くからこの問題に對して反対したときに、多くの人がまだ殆んどこの問題に十分な注意を集

めていないときに、眞つ先にこの問題を大きく取上げて、世間の注意を促したといふことは完全に正しかった。その後の事實によつて証明されたことと我々はおもうのであります。今後この委員会において、復興金融庫の委員会がもつと活動に活動して、本當にインフレ克服のために、單に復金のみならず、日本の全金融機關について徹底的なメスを私は加へることを切に希望したいのであります。さういふいろいろの諸点もありますが、時間も迫つておると思ひますので、反対の理由は省略いたしまして、私の討論をこれで終ります。

○委員外議員(黒田英雄君) 他に御発言もないやうでありますから、直ちに採決に入ります。復興金融庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。本法案を可とせられる方の御挙手を願ひます。

〔挙手者多数〕

○委員外議員(黒田英雄君) 多数と認めます。よつて本案は多数を以て可決せられました。

○國務大臣(北村徳太郎君) 給與を掛けて下さい。給料を拂えないから……。

○委員外議員(黒田英雄君) 次に、昭和二十三年六月以降の政府職員俸給等に関する法律案を議題といたします。御質疑はありますか。成るべく簡単に明瞭にお願いいたします。

○栗山眞夫君 靜かにして下さい。(「やれやれ」と呼ぶ者あり) 私はこの政府職員の俸給等に関する法律案につきまして、数点伺ひたいと思ひますのであります。先ず第一に、この前、五月三十一日に可決になりました政府職員の新給與実施に関する法律案、これを審議

する過程におきまして、何度も繰返し繰返し述べられ、且つ政府の方からも強く確約せられましたことは、二千九百二十円は飽くまでも暫定の資金である、そうして来るべき新給與は給與委員を開いて、ここで全官公労組と政府との間に団体交渉を持ちまして、そうして新しい額を決定する、こういうことが言われたのであります。そうして私共は、この二千九百二十円ですら、そのことを言えなければならなかつたことができなかったという点は了承いたしましたけれども、少くとも新給與については、それが行われるということを確信し、又期待をしておつたのであります。併し新聞で得るところによりますと、この全官公労組との間の団体交渉は決裂をいたしました、そうして政府はこの二千九百二十円ベース案をお作りになつて國會に出したという、かような状況にちるやうに聞いております。この間の事情を詳しく一つ報告を頂きたいと思うのであります。

○政府委員(今井一男君) これは昨日御報告申し上げたのであります、組合側との団体交渉は政府といたしまして現在決裂したとは考えておりません。又決裂の通告も受けてはおりません。政府といたしましては、今回の物價改訂の線に沿ひまして、新物價ベースとの脱み合せから新賃金ベースを策定ができましたので、一方組合側から新しい要求が出ましたので、これに基づきまして団体交渉を重ねて参つたのであります、組合側の方は、途中において全体といたしまして六つの條件、即ち五千二百円は四月分の手取である。第二に物價改訂をしない。第三に大衆

課税を撤廃する。第四に紛争処理機關を設けない。第五に首切行政を行わない。第六として最高賃金制を設けない。この六つの前提條件を先に決めて欲しいというような要望であります。政府といたしましてはそのうち三つの條件、即ち物價とか、賃金制度とか、或いは大衆課税の問題等は、団体交渉の目的となるべき筋合のものと考えられない。即ちこれは行政権の主体である政府若しくは國會の審議に俟つべきものであると考えられますので、この面に関しましては団体交渉とすることをお断りしたのであります。そういつた意見が対立いたしました、具体的な賃金ベースの検討に入るわけに行けなかりました。日を費している間に國會の会期迫迫と相成りましたので、取敢えず政府といたしましては、本予算に盛り込ましただけの賃金は、直ぐさま支給できるように、取敢えず従来の方式によりましてこの法律案を策定し、一方引續き団体交渉を続けて行つて、速かに妥結点を見出したい、かようにいたして、目下交渉中でございます。

○栗山眞夫君 そうしますと、更に、先ず個別に伺いますが……
○委員(黒田英雄君) 成るべく簡単に。
○栗山眞夫君 簡単にやります。もう時間がありませんから。これは過日の本會議の席上においても、私は加藤大臣或いは北村大臣にもそれ／＼伺ひしたことであります、特に加藤大臣にお伺ひしたのであります。それは三千七百円ベースの合理性と申しますか、こういうことについては、私共は政府と見解を相違いたしました、いろいろの資料を以てその非合理性を逆に指摘をしておるのであります、その間社會党の政調会で、予算の修正案のうちB案を決定されたときに、そのB案のうちの一部として、三千七百円ベースは一應暫定的に予算單價として計上する、これを承認するのではなく、追加予算によつて改訂する、賃金問題に対する社會党の見解は別に發表する、こういうようなことが公にせられておるのであります、このことが果して眞実であるかどうか、この点を伺いたいのであります。

○國務大臣(加藤勤十君) もうすでに三千七百円ベースが予算編成の一標準として選ばれたものであるということ、私はしばしば／＼／＼な機會に申し上げて来ております。その点については今お尋ねの通りであります。社會党が賃金問題について發表しておること、今御説の通りであります、これは社會党の方針としては正に違ひありません。
○栗山眞夫君 その社會党の政調会で決定されたB案というものは、三黨政策協定の線に沿ひまして、過日も予算を與黨の間で／＼と審議をされましたが、その社會党の考え方というのは政府の方でどういう工合に取扱われておるか、その点をお伺ひしたいと思います。
○國務大臣(加藤勤十君) 政府としましては、これ又しばしば／＼申し上げて来ております通り、二十三年度の予算編成に當つて、本来ならば、先程おつしやつたように二千九百二十円問題が解決した直後に新給與に関する委員會を開いて、そこで組合側との話し合いを付けて、それを予算編成の上に取入れるということが最も妥當なことでありましたが、これは遺憾ながらその給與委員會が成立しませんでした。だからといつて二十三年度本予算をいつまでも時間的に待つておるわけに参りませんので、政府が二千九百九十四円算定と同じ方式に基いて算出したものを取上げて、予算編成の標準としたのであります。その点については我々は妥當性がある、このように信じております。従つて社會党が取入れましたものは、すでに予算編成が終つて、予算が議會に上程された後の問題でありますから、社會党の方針が今政府に取上げられてどうこうという段階にはなつておりません。
○栗山眞夫君 そういたしますと、過日衆議院で加藤大臣は三千七百円ベースに對しては自信がないというやうな意味のことをおつしやつておりますが、それは加藤大臣個人のお考えでありますか、或いは關係の一人としての責任においておつしやつたのか、そういう点を伺ひたいと思ひます。
○國務大臣(加藤勤十君) 労働大臣としての責任において言つたことであります。

○委員外議員(横谷彌助君) 時間が迫つておりますから極めて簡単に承わります。私は他の委員會において三千七百円ベースの根拠を聞いたのであります、すけれども、これははつきりしておりません。と申すことは、五月の平均賃金の水準が三千五百円である。その中から所得税を五百三十一円引いたその残りの二千九百六十九円に、④で配給されるものが二四％六、⑤で配給されるものが三・六ずつ上つて行く。そこへその七割値上げしたところの物價を見込んであるというやうな割合、ところが御承知の通り三千五百円の基礎といふものは、その當時の一般の民衆におきましてはすでに四千五百円出しているところもある。中には五千円出しているところもある。ところが、引合すると、これは相當のつまり賃金を出している、引合わなくても今日生活に労働者が困る關係から、止むを得ず四千五百円或いは五千円近くの金を出しておる。だからこの三千七百円のベースといふものの基準というものは、今申上げます通りはつきりしておらない。従つて現在のやうな、政府が物價の値上りをするやうな政策をとつて、どうしてあなたはこの維持ができますか。私はこの三千七百円のベースといふものは、今お話するやうに、とにかく物價は七割より上らんとするやうな見当でありまして、物について、実際に相対的に高くなつてゐる。だからこの点は恐らくは私は現在の物價が段々高くなるこの情勢から行きましたならば、三千七百円ベースの維持ということは殆んど不可能だと考へるのであります。

が、労働大臣は何と見ておいでになりますか。

○國務大臣(加藤勤十郎) 三千七百円ベースの算出につきましては、私は他の予算委員会においても、労働委員会においても、本会議などにおいても申述べております通り、決して曖昧ではないのであります。極めて明確であります。ただ問題は、全国工業平均賃金を取りました点において、今御指摘のように、或る業種によつては四千五百円のところもあり、或る業種によつては五千円というところもありまして、それが、全国工業平均賃金におきましては、三月の統計の数字が出ておりました、予算編成当時においては三月までしか分つておらなかったものであります。従つて四月、五月というものを推定して、五月が三千五百円という推定が出て来たわけでありまして、これに物價の値上がりというふうな生活費の影響を来すか、それから勤労所得税の軽減等がどういふふうに影響を来すか、こういう点がすべて考慮されまして三千七百九十一円というものが生れて来たのであります。若し政府の推定に誤りなければ、六月の予算編成当時においてはこれはつきりした根拠を持つておるわけでありまして、そうして又物價騰貴率が政府の予想しておるような状態であるならばこれが維持されるのでありますけれども、遺憾ながらインフレーションの高進して止まなう今日の段階におきまして、これを二十三年の年間全期間を通して維持できるか、こういうことになれば、私は自信がないと率直に申上げる以外にないのであります。況んやすでにその後に

至りまして四月の全国工業平均賃金の統計が発表されたところによると、政府の推定したものよりは遙かに上廻つております。従つてもうその点において三千七百円ベースというものは、何といつても政府の算出の同じ基礎において壊れておる、これは率直に認めなければならぬと思ひます。従つて、そうしたものに對しては、本来ならば予算に何らかの考慮が拂わなければなりませんが、時間的に見まして、技術的に見まして到底許されないことであるとして、だからといつていつまでも予算が編成されないで予算が通らなうといふことになりまして、板谷さんの經濟界の現状においては、板谷さんの御承知の通りどんな混乱が起るかも知れない状態でありまして、予算の実施を急ぐ必要から、そういう場合においては、殊に一方においては組合との団体交渉が進行しておりますので、團體交渉の妥結がどういふふうに妥結されるか分りませんが、その機会において適當なる方策が講じられるべく、又適當な措置が講じられるべきである、こういうことを私はかねて申上げて参つた次第でありまして、今日と雖もその考え方において変りはございませう。

○委員外議員(板谷順助君) 簡単に一つ一つ聴きます。私はとにかく三千七百円ベースが維持できるか、できないかというところは、要するにこの物價問題、政府が何のために今回基礎産業二倍以上、或いは消費財を七割上げるというこの根拠が分らない。大蔵大臣に聴いたけれども、材料がない、ないといふことであります。つまりこの値上りというものは政府が公式で

以て七割というよりなことは、實際においてそれは行かない、これが十割になり或いは十五割になるという危険性をそこに持つておるのであります。私が、私はもう意見の相違ですが、これ以上質問いたしません。

○栗山虎夫君 簡単にいたします。結論のようないことだけお聴きいたします。先ず第一に、今度の団体交渉によつてすべてが決められるということになるわけでありまして、その場合に実施期日の問題はこれは一つの大きな問題にならうかと思ひます。全官公は四月一日ということを中心として六月一日になつておるが、四月一日に若し団体交渉で決まつた場合には、政府はどういう工合になさるおつもりであるか、これが一つ。もう一つは、この前の五月三十一日可決の法案の場合に一番問題になりましたのは第一條の第三項であります。ちよつと速記を止めて頂きたい。

○委員(黒田英雄君) ちよつと速記を止めて。

○委員(黒田英雄君) 速記を始めます。時間の關係で極く簡単に、五分間ぐらい。

○中西功君 私はこの問題について質問するためにわざ／＼昨日から労働大臣、大蔵大臣、安本長官、それから今井給與局長に来て貰うように通告をしてあるのであります。そのために何回かそういうふうな連絡もして貰つてゐるのであります。でありますから、ともかくもこの問題についてはこれは実に由々しき法案なのであります。我々といひましてはともかくも最少限

度必要な政府の答弁は是非とも得て置かなければならぬ立場にあるのであります。私としてはその旨は委員長にも早く話をしてあるものであります。その点一つ御了承願ひたいと思ひます。

○委員(黒田英雄君) ちよつと発言中だが、實際時間がなくなると本会議に掛けられなくなりますからそのつもりで。

○中西功君 それは分つております。それで実は私はなぜ三大臣の列席を要求したかといへば、それは各大臣の答弁が／＼食違つてゐる。我々本場に統一した政府の意向を今まで聞くことができなかったその結果なんでありまして、ところが、又大蔵大臣いなくなつた。非常に私はその遺憾に思ひます。でありますから、私は今井給與局長に私が聞いて、答弁されたものを一應各大臣において異議があつたらそこで申して貰う、そして異議がなかつたら三大臣において了承されたものといふふうにはつきりここで決めて貰いたいと思ふ。そうしないと又討論が非常にじく／＼になるのであります。それで今大蔵大臣がいられなかつたので、おの／＼大臣の答弁が食違つてゐる、そういう点もありまして、私は今日列席を要求していただけたんであります。おの／＼大臣においてその申されることに異議があつたらはつきり承したことにいたして貰いたたい。今まで各大臣の御答弁において食違つてゐる点が沢山ある。それでともかくも簡単に質問するので、各大臣に一々聞いているわけに行きません。或る人が答弁された場合には、異議があつたら外の人から申し出て貰いたたい。異議がなかつたらその答弁が政府の答弁であるといふふうに了承したいと思ひますが、異議ありませんか。

○國務大臣(北村徳太郎君) 大蔵大臣は過去申した通りであります。

○中西功君 そういふ点は實際我々が本場に根本的に論じなければならぬという立場にある。本会議或いは予算委員会において、大蔵及び労働大臣の食違つてゐることは万人が認めてゐる。第一は政府はこの度毎月勤労統計というものを採用されたわけでありまして、今井局長にお聴きしたい。この毎月勤労統計を採用されたというが、これによつて出て来る数字が妥当性があるかどうか。この問題については、今井給與局長は、全官公の労働組合との交渉の間においてこの勤労統計には種々の欠陥があるといふことは認めておられるといふことを聞いておりますが、勤労統計を以て一應算定された、それがさつきからいふ／＼質問がありますようにすでに現実に食違つてゐるという問題であります。この点について加藤労働大臣はそういう点は率直に認める、現実に統計がそういうふうに出ておるわけだから認める、だから政府はこの三千七百九十一円というものを團體交渉の場合に押付けるといふ勇氣はない、そういうふうにお考えにならうと思ふのですが、その点について加藤労働大臣、大蔵大臣はどう考えられるか。

○國務大臣(北村徳太郎君) 押付けるという言葉は語弊がありますが、團體交渉をやつたその結果はまだ私共には報告が参つておりません。團體交渉の結果適法に達した結果が現れた場合には、その場合に無懸念考慮いたします。

財政当局として只今問題になつております金額を以て予算の基準として計算してありますので、私はこれは崩れないうちにしたいというので、それにふさわしい裏付けをすることができると、こういうふうな考へております。併し団体交渉の結果によつてこれは考慮すべき点のあることは、この間、中西君に申上げた通りであります。

○中西功君 次にこの法案ですが、この法案は政府は今まで予算の一應準備として三千七百九十一円を策定した。これは団体交渉によつていろいろ取決めることになるというふうなお話であります。この法案は支給するといふ法案であります。従つて団体交渉がまだ殆んど何もなされてないときに、この支給する法案をどうして、どういう見地に基いて出されたか、それをお聴きしたいと思います。

○國務大臣(北村徳太郎君) これは私共といたしましては、予算措置としてそれを予算の基礎にいたしました以上、支拂い得る状態に置くことは当然でございますから、団体交渉は団体交渉、団体交渉の結果を待つて決まつてから後、予算を編成する暇がなかつたもので、止むを得ざる措置として、これは一應お決めに願つて、これによつて支拂の準備をいたしたい、団体交渉の結果についてのおのずから考へるべき点が生じた、その場合には考慮する、かように考へております。

○中西功君 それならばこの法案が通つたことによつて、後の団体交渉に何らの影響がないかどうか、ないというならばないと言つて貰いたいと思ひます。加藤労働大臣にお聴きしたいと思います。

○天田勝正君 議事進行について……

○國務大臣(加藤勤十郎君) 今の中西君の御質問は私にはよく意味が取れませんが、団体交渉は団体交渉として進行してあるのでありますから、三千七百九十一円の問題は今大蔵大臣が答へした通り、予算措置としていつでもこれが支拂い得る状態に置くためには、法律を制定しなければ支拂い得ないわけでありまして、そういう意味において本案が提出されたものでありまして、団体交渉は団体交渉として別個に進められつつあるものであります。

○天田勝正君 私は多くは申しませんが、すでに時間も迫つております。予算に関するところの關係の法律案を審議終了に終らせるようなことがありましては重大なことになるので、この際すでに法案はどなたもよく熟知されておることでございますから……

○中西功君 誰か知つておるか、何を言つてゐるのだと述べて……

○天田勝正君 僕は發言中じやないか。質疑討論を打ち切つて、直ちに採決に入られることの動議を提出いたします。

○賛成(を呼ぶ者あり)

○委員(黒田英雄君) 昭和二十三年六月以降の政府職員俸給等に関する法律案、これの質疑打ち切の動議が只今天田委員から……

○中西功君 とにかく大切なことを聞いてない」と述べて……

○委員(黒田英雄君) 天田委員から質疑を打ち切つて討論を省略し、採決に移るといふ動議の提出がありました。が、御座いますか。

○反對(賛成)と(呼ぶ者あり)

○委員(黒田英雄君) それでは採決をいたします。天田委員の動議に賛成の方の御起立をお願いします。

○起立者多数

○委員(黒田英雄君) 多数であります。よつて討論は終結いたしました。

○委員(黒田英雄君) それではこれより直ちに採決に入ります。昭和二十三年六月以降の政府職員俸給等に関する法律案、これを議題といたします。本法案を可とせられる方の御手を願ひます。

○挙手者多数

○委員(黒田英雄君) 多数であります。よつて本案は多数を以て可決せられました。尚、只今可決せられました二つの法案につきましても、委員長が本会議においてその口頭報告の内容は、例によつてお委せを願ひことに御異議ございませんか。

○異議なし(を呼ぶ者あり)

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。可とせられた方は報告書に順次御署名をお願いいたします。

○多数意見者署名

○委員(黒田英雄君) 次に軍事公債の利子支拂の特例に関する法律案を議題といたしまして、御質問を願ひたいと思ひます。

○委員(黒田英雄君) 私は事務的の質問が沢山あるのであります。それは後廻しにいたしまして、大蔵大臣がお見えになつておりますから、それから安本長官がおいでになつておりますから、それに関連いたしましたとして一つ二つお伺いしたいと思ひます。この軍公債拂延期は、この間大蔵大臣に、この法律は私は百害あつて一利ないように思ひ、如何なる点を狙つてこの軍公債拂延期をなさるかという質問に對しまして、これは非常に歴史のあるものであ

る、それで三党協定というふうなもので、よつて起つて来たというふうなお話でありました。経済的には必ずしも非常によい案とは思ふというお話でありましたが、この政府提案の支拂延期に関する理由書を拜見いたします。すると、外にまだ狙いがあるようでありまして、一体この軍公債拂延期は三党協定というの根幹をなすのであります。それから、それともその外に大きな狙いがあるのか、その辺もう一度お伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(北村徳太郎君) 今お尋の点は、過日この委員会において詳細申上げたその通りと考へております。ちつとも違つておりません。

○委員(黒田英雄君) この通りでありますとおしやるが、それでは一つお伺ひたいしますが、この軍公債拂延期というものは、三党協定によつて發足したかどうか、その点一つお伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(北村徳太郎君) 只今お尋ねの通りであります。

○委員(黒田英雄君) それならば、大蔵大臣は、銀行家その他金融業者の集まりにおいて、又過ぐる金融代表者の会合の席上において、これは非常に問題である、軍公債拂延期については停止的措置はとることがない、安心せよ、というふうな暗示を與えられたのであります。これは私の独断ではありませんが、各金融業者から聞いた話であります。若しそういう印象を與えられた話を大蔵大臣がされたといふれば、私は三党協定のときと、そのときにおいてお考えが變つたのではないか、それから又その金融業者に話されたときと、この間大臣にお伺ひしたときと又

お考えが變つたのではないか、こういうふうに思われるのであります。その三党協定以來の御心境と今日の御心境とは一貫して變りのないものかどうかといふことをお伺ひいたします。

○國務大臣(北村徳太郎君) これについても財政金融委員会では……お尋ねがなされて、お答え申上げた通りであります。金融機關の諸君に、そういうことを申したことは覚えております。但しこれはその三党協定の當時においては、これは私は正直に申上げますが、利拂を打切ることにはない方がよいというふうな見解を持つておりました。ところが、打切るべしという議論もございまして、それがために三党協定の線に沿つて委員会が設けられました。結局委員会に委ねることになつたのでありますけれども、委員会の結論は、両案共に採決して、結局閣議決定が決定することになり、その結果今回のような決定を見たのでございまして、その間に多少の食違ひがあつたと思ひますけれども、三党協定の未解決の問題は、結局委員会に決定においても又未解決でございまして、最後に閣議決定の責任において決定いたしました次第であります。

○波多野君 議事進行について、もう時間も非常に迫りまして、而も予算案に附随する重要な法案を審議終了に終らすような危険もなきにしもあらずであります。これは非常に重大な結果を引起します。軍事公債利拂問題につきましましては、質疑應答をこの程度に止めて、(ノー)「賛成」と呼ぶ者あり、直ちに採決に入る動議を提出いたします。(言論抑圧だ)と(呼ぶ者あり)

【参議院】

第十六部 財政及び金融委員会會議録第五十一号 昭和二十三年七月五日

三二

○委員(黒田英雄) 只今波多野委員から質疑を終了し、討論を省略して採決に入りたいという動議が提出されたのでありますが、(「反対」賛成と呼ぶ者あり)賛成の方がありますので採決を行います。波多野君の動議に賛成の方の御起立を願います。

〔起立者少数〕

○委員(黒田英雄) 少数であります。それでは質疑を続行して頂きます。

○高瀬荘太郎君 大蔵大臣に御質問申上げたいと思いますが、この前委員会では御質問いたしましたのでありますが、お答えにつきましてはつきり私には納得が行かない点がありますので、先ずその点をお尋ねしたいと思ひます。それはこの法案によりますと、新たな財政法第四條の規定との関係につきまして、政府はどういうお考え、御解釈でありますか、それを先ず伺いたいと思ひます。

○國務大臣(北村徳太郎君) 只今の高瀬博士の御質問に關しましては、政府委員より便宜答弁させたいと思ひます。

○政府委員(伊原隆君) 御命令でありますので私から御答弁申し上げます。今回の軍事公債利拂の延期に關します法案は、あれによりますと新たな債務を負担したものにしないという法律解釈でございますので、財政法の第四條とは抵触いたさないという法律的の見解をとっております。

○高瀬荘太郎君 私はこの前の委員会とときに、今度の処置はつまりこの一年間に拂うべき利息を拂わないで、十年先或いは十五年先に拂うということにするわけ、その拂いますときに

は、その間の利息を加算して拂う、こういう法律になつておりますので、丁度一年分の支拂うべき利息に相当します金額を、新たに三分半利附の公債を発行して銀行に渡すのと全く同じではないか、こういうことを御質問いたしました。大蔵大臣は事實上それと同じだ、そういうふうな御答弁だつたと思ひます。そういたしますと、只今の政府委員の御答弁では、これは借金ではないと思ひますが、それと全く矛盾しないかと思ひますが、如何でございますか。

○國務大臣(北村徳太郎君) 先般、同様の御質問を受けたときに、理論的には一應そういう考え方もできるといふことを申上げたと思ひますので、併しこれは支拂が延滞でなくして、支拂期日の変更であつて、従つて延利というふうな観念ではございせん。それから孫利息の観念でもございせん。三分五厘に該當する金額を加算して最終に拂う、こういう考え方を持っておりますので、只今の財政法との法律的な見解とまあ大体一致する考えを持つております。

○高瀬荘太郎君 そういう御解釈もあるものと考へますが、つまり支拂うべき期日をこの法律によつて変更したのだ、そうすると、拂うべきものを延したのではないからして借金にならない、こう御解釈だと思ひますが、どうもそれは余り説得力はないかと、つまり政府としましては、この法案の名前をお変へになつたものであります。初めは利拂延期措置というふうに政府自身言つておられたように思ひますが、利拂延期の措置でありましたらば、私が申しましたように、確かに

に拂うべきものを後で拂うことにする法案であると思ひます。ですから、それを特に負債でないと云われはるの少しからくり過ぎやしないかと思ひます。併しそれはそれといたしまして、それならば次にこの法律によりまして利息を加算して拂うという点が、只今の大蔵大臣のおつしやつたところでは、利息に相當する金額を、利息ではないけれど後で拂うんだ、ごういふお話であります。これも余り説得力はないでございせんか。期日が十年先に來ることにしたというならば、如何なる理由によりまして、今年から拂うときまでの利息に相當する金額をお拂いにならなければならぬ理由がありますか、お伺ひいたします。

○國務大臣(北村徳太郎君) 只今のお尋ねの件は、これは政策的にそれだけの金を加算することが妥當である、かように考へましたからやりましたのであります。

○高瀬荘太郎君 どうも政策的というのは余り根據がないと思ひます。私はやはりそういうことをなさいますのは、つまり借金である、借金であるから利息が附くのだと、こういうのでないかと思ひます。次に今度の措置によりまして、銀行に對する影響を考慮なさる考へから、利息は拂わないけれども、拂つたと同じように収益勘定にこれを挙げまして、そして同時に未收利息勘定というものを資産として計上することを認める、こういうことになつております。そうしますと、その点で支拂わなかつたものを収益として認めるというところは、これを實際利息であるとするならば差支がないことであると思ひます。

○國務大臣(北村徳太郎君) 私のおしるす利息とは公債利息でありまして、その支拂期日変更による分を支拂うという金額です。それは未收利息に計上することを法律に書いてないので、それから、それで公債利息です。これは解釈も何も、正當な公債利息で、既経過の分はこれを未收利息に処理するということを認めたのであります。

○國務大臣(北村徳太郎君) 只今の御答弁でございまして、つまり既経過の利息というのでありますから、つまり利息じやないかと私は思ひます。既経過の利息に相當するものを認めるというわけでありまして、それならば利息に……

○國務大臣(北村徳太郎君) 私共の考へでは、既経過の利息についてこれを未收利息に計上するということを認めるのであります。これと同一の金額を拂うという約束の分については、これは未收利息に計上することを認めておらぬのであります。

○國務大臣(北村徳太郎君) 只今の御答弁でございまして、つまり既経過の利息というのでありますから、つまり利息じやないかと私は思ひます。既経過の利息に相當するものを認めるというわけでありまして、それならば利息に……

○國務大臣(北村徳太郎君) 只今の御答弁でございまして、つまり既経過の利息というのでありますから、つまり利息じやないかと私は思ひます。既経過の利息に相當するものを認めるというわけでありまして、それならば利息に……

○國務大臣(北村徳太郎君) 只今の御答弁でございまして、つまり既経過の利息というのでありますから、つまり利息じやないかと私は思ひます。既経過の利息に相當するものを認めるというわけでありまして、それならば利息に……

○國務大臣(北村徳太郎君) 只今の御答弁でございまして、つまり既経過の利息というのでありますから、つまり利息じやないかと私は思ひます。既経過の利息に相當するものを認めるというわけでありまして、それならば利息に……

つまりその利息をお認めになるのでありますから、拂わないで置いて、後でそれを拂うということにした結果になるのであります。○國務大臣(北村徳太郎君) その点はその通りであります。

○高瀬荘太郎君 そういたしますと、拂うべきものを後で拂うということにしたら、借金が新たにできるといふことは、誰でもどうもそう解釈するよう外ないと思ひます。

○國務大臣(北村徳太郎君) これは新たな債務の負担とは政府は解釈いたしております。従つて先程から申し上げますように処理をいたしたのであります。

○高瀬荘太郎君 新たな債務とおつしやいますけれども、その年に拂うべき利息は拂つてしまへば、新たな債務は生じません。それを拂わないので置くのですから、それまでなかつた債務が新たに生ずるということとは明らかだと思ひます。(「その通り」と呼ぶ者あり)

○國務大臣(北村徳太郎君) どうもそうなるかと結局見解の相違ということになると思ひます。

○高瀬荘太郎君 どうもそうなりますと、私共の見解では、財政法第四條におきまして、新たな第四條の規定では、公債或いは借入金によつて賄ひ得る支出というものは、公共事業費出資金、貸付金以外はいかんということになつておる点と明らかに抵触すると私は解釈いたします。次に別の問題で御質問申上げたいと思ひます。この前質問いたしましたときに、大臣から余り詳しくはつきりお答えはありませんでした。が、擬制

資本の切捨てというようなこともあ
る、こういうようなことが今度の措置
と関連してあるようなお話でありまし
た。そういたしますと、今度の処置に
よりまして、擬制資本の切捨てが実際
に行われるとお考えになりますかどう
か、これを伺いたい。

○國務大臣(北村徳太郎君) 私申し上げ
たかと思ひますが、世間には利息を完
全に打切るべしという議論もある。そ
の他に利息を否定するのみならず元本
さえ打切るべし、なぜならば、これは
この軍事公債というものの本来の性質
から考へて、元本を打切つてよろしい
というような意見が可なりございま
す。それでかような考へ方に対して一
應これで終止符を打つということにな
つて、却つて元本の安本を保持するじ
やないか、こういうふうにも考へられ
ますが、さういふことを申し上げたかと思
ひますが、さういふ意味でございませ
す。

○高瀬莊太郎君 そういたしますと、
元本がこの軍事公債問題というものが
提起いたされたのは、大臣も御承
知の通り戦費調達のために使われまし
た公債でありまして、自然擬制資本の
発生になつておる、これを切捨てると
いうことが一つの大きな理由でありま
した。と同時に最近では、公債所有者
に対して特殊な犠牲を拂わしめまし
て、負担の公平を図る、これをはずさ
り各方面でいわれておられますが、さ
ういふ意味も入れておられるのでありま
すか、一言伺いたい。

○國務大臣(北村徳太郎君) 公債、軍
事公債なるが故に、これが元本そのも
のを否定すべしというような意見が今
尙なくなつておらんと思ひます。従つ
てこれに対する不安というものは可な

り實際においてある。大体かような不
安をこの際この処置によつて……、さ
うな目的であつたかどうか知りませ
んが、結果としては今回の措置によつ
てそれを一掃したというような考へ方
もできる。元本についてはこれは支拂
を必ずやるといふような説明をし、支
拂期日の変更によつて生じた実質的な
損害については否定の意味かどうか分
りませんが、元本償還のときに加算し
て拂うというような措置によつて、一
應軍公債たるが故に、即ち擬制資本な
るが故に利息なんか勿論打切るべし、
況んや元金についても当然打切るべ
し、こういう議論が可成り横行したの
であります。さういふ考へ方もある際
に、この措置をこれによつて再びかよ
うなことをいたしませんと、はつきり
言い、且つ一應の支拂期日は変更した
けれども、これで元本が先ず安全とい
いますか、安全を確保したというよう
な結果になる、こういうような考へ方
もできるというこゝを申し上げたかと思
ひます。

○高瀬莊太郎君 そういたしますと、
今度の措置は、つまりこの問題のそも
その発端の根本の理由でありました
擬制資本打切り、切捨て、或いは戦争
発生後の公平なる負担、さういふもの
は考へえににならない措置であると解釈し
てよろしいと思ひますか。

○國務大臣(北村徳太郎君) 大体さ
うに考へております。

○高瀬莊太郎君 私も今度の法案を讀
みまして、確かに大蔵大臣の考へはそ
うじやないかと思ひます。さうい
ういたしますと、実はこの法案が最初
提案された根本の理由というの
は、この措置によつて何ら貫徹されて

おらない、全く没却されておると私は
考へおります。ですから、その意味か
らいへば全く筋の通らない法案になつ
ていると思ひます。さういふ考へ方
でいふと、さういふ考へ方ではないか
と思ひます。ただ併し今度提案された理由を見
ますと健全財政確立のために、災害対
策、教育費、それから貧困者救済費
等に充てるといふような提案理由の御
説明であつたと思ひます。さういふ
と、先程の擬制資本の切捨てでありま
すとか、公平なる負担といふことを
除外して考へますれば、結局大蔵大臣
の考へはつまり健全財政確立に必要
な、新たに確かな財源をここに求め
たい、こういうことになるじやないかと
思ひますが、如何でしょうか。

○國務大臣(北村徳太郎君) これは提
案理由にさういふことを書いてござい
ますが、そのことも一つであると思
ひます。

○高瀬莊太郎君 私はそれでその点だ
けに限定してお伺ひいたしますが、先
程のように今度支拂すべき利息を拂わ
ないで置くといふことによつて、金の
支拂の余裕ができる、これでは、金の
の事業をお賄ひになるのだ、こういう
ことじやないかと思ひます。この点は
確かに政府のおつしやる通りだと思
ひます。けれどもそれをその支
拂の余裕ができる理由がどこにあるか
といへば、結局拂うべき利息を拂わ
ないで延したからそこで余裕ができたわ
けであります。さういふと、やはり
結局は一方で拂うべきものを拂わない
ために生じます借金ができる、その
借金の財源によつて金の余裕を作つ
て事業をやる、こういうことに結局な

るじやないかと思ひますが、如何でござ
いますか。

○國務大臣(北村徳太郎君) これは大
体同じようなことを繰返して申し上げ
ておりますが、本来の動機は、御承知の
通り三党政策協定というものがあつ
て、さうしてその政策協定の背後に
は、やはり利息を永久に打切るべしと
いうような考へ方もあり一時打切るべ
しというような考へ方もあり、或いは
その背後には元本も否定するやうな思
想まで孕んでいるかも知れません点も
あります。さういふ点を勘案いたしま
して、結局實際に金融界に與える影響
が一番少い方法は何かといふことを考
へたのが実は今回の提案の根本の土台
になつております。極く率直に申し上げ
ますと、さういふ点であります。従つ
て財源を動員することが必ずしも唯一
の動機ではなかつた。いろいろ意見
がある中でこの方法によるものが一番
危険或いはその他の実害が少い、而も
多少の実益のある方面にこれを振向け
ることができ、況んや元本或いは利
息を否定する考へ方もこれで一應終り
だといふことにして、非常に不安感を
與えておつた点に対してこれを安定さ
せるといふような効果をもたらすよう
にいたしたい、こういうやうな希望と
三党政策協定とをマッチさせて意見を
言つた、率直に申し上げますと、事實で
あると思ひます。

○高瀬莊太郎君 今のお話で、實際大
蔵大臣が今度の処置をおやりになりま
したお考へはよく分るのであります
が、併しそれがためにこの法案という
ものを非常に矛盾の多い、ごまか
しの多いものにしてゐると思ひます。
つまり結局支拂を停止するがごとくし

て停止せず、金融機關に負担を負わせ
るがごとくして……。

○委員長(黒田英雄君) 十二時になり
ましたから、これで散會いたします。
午後十二時散會
出席者は左の通り。

理事
委員長
委員

天田 勝正君
伊藤 修君
木村 清一郎君
鈴木 清一郎君
玉屋 喜重君
西川 甚五郎君
松嶋 喜作君
山田 佐一君
石川 準吉君
尾形 六郎兵衛君
木内 四郎君
紅 龍 三君
田口 政五郎君
深川 タマエ君
星 一君
九鬼 紋十郎君
小林 米三郎君
小宮 山常吉君
高瀬 莊太郎君
高橋 龍太郎君
渡邊 甚吉君
中西 功君
栗山 良夫君
板谷 順助君

委員外議員
運輸及び交
通委員長
國務大臣
大蔵大臣 北村徳太郎君
労働大臣 加藤 勘十君

政府委員

總理府事務官	荻田 保君
（地方財政委員）	
會事務局長	大藏事務官
（主計局長）	福田 勉夫君
大藏事務官	（主計局長）
（主計局長）	河野 通一君
大藏事務官	（主計局長）
（主計局長）	村上 一君
大藏事務官	（主計局長）
（主計局長）	平田敏一郎君
大藏事務官	（主計局長）
（主計局長）	伊原 隆君
大藏事務官	（主計局長）
（主計局長）	愛知 揆一君
大藏事務官	（主計局長）
（主計局長）	三井 武夫君
大藏事務官	（主計局長）
（主計局長）	今井 一男君
大藏事務官	（主計局長）
（主計局長）	岡井彌三郎君
大藏事務官	（主計局長）
（主計局長）	磁田 好裕君
大藏事務官	（主計局長）
（主計局長）	西原 直康君
大藏事務官	（主計局長）
（主計局長）	上林 英男君
大藏事務官	（主計局長）
（主計局長）	

七月四日本委員会に左の事件を付託された。

一、大藏省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案（第百七十六号）

（予備審査のための付託六月十一日）

一、簡易生命保険事業における競争危険に因る死亡に基く保険金の支

昭和二十三年九月十五日印刷

拂による損失の補てんに關する法律案（第百七十七号）
一、物資の割当に關する手数料等の徴收に關する法律案（第百七十八号）
（予備審査のための付託は六月二十九日）

一、昭和二十三年六月以降の政府職員俸給等に關する法律案（第百七十九号）
（予備審査のための付託は六月三十日）

一、金融機關再建整備法の一部を改正する法律案（第百八十号）
一、割増金附貯蓄の取扱に關する法律案（第百八十一号）
一、当せん金附証票法案（第百八十二号）
（予備審査のための付託は七月一日）

一、外國貿易特別円資金特別会計法案（第百八十三号）
（予備審査のための付託は七月三日）

（小字及び一は審議修正）
大藏省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案

大藏省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律（昭和二十三年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

題名中「大藏省預金部特別会計」の下に「外二特別会計」を加える。

第一項を次のように改める。
政府は、大藏省預金部特別会計、

國有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計の昭和二十三年度における歳入不足を補てんするため、一般会計から、当該特別会計に繰入金をする事ができる。但し、その金額は、大藏省預金部特別会計については四十五億七千九百九十七万九千円、國有鉄道事業特別会計については二百九十二億七千四百四十四万四千円、通信事業特別会計については五十億円をもつて限度とする。

第二項中「大藏省預金部特別会計から、」を「大藏省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計から、それぞれ」に改める。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

七月五日本委員会に左の事件を付託された。
一、復興金融庫法の一部を改正する法律案（第百九十七号）
（予備審査のための付託は六月十一日）